

## 論 説

# ロシアの監督審制度とヨーロッパ人権裁判所

杉 浦 一 孝

はじめに

- 1 ロシアの旧監督審制度に対するヨーロッパ人権裁判所の評価
  - (1) トゥミローヴィッチ対ロシア事件に関する決定（1999年6月22日言渡し）
  - (2) リャビッフ対ロシア事件に関する判決（2003年7月24日言渡し、同年12月3日確定）
  - (3) ニキーチン対ロシア事件に関する判決（2004年7月20日言渡し、同年12月15日確定）
- 2 ヨーロッパ人権裁判所の判決の執行の監視とロシアの監督審制度の改革
  - (1) 監督審制度の改革に関する共同セミナーの開催
  - (2) ヨーロッパ評議会閣僚委員会の2006年2月8日付の中間決議
- 3 ロシアの新監督審制度に対するヨーロッパ人権裁判所の評価
  - (1) ベルジェニシヴィーリ対ロシア事件に関する決定（2004年1月29日言渡し）
  - (2) デニーソフ対ロシア事件に関する決定（2004年5月6日言渡し）
  - (3) ソバーリン他対ロシア事件に関する判決（2007年5月3日言渡し、同年8月3日確定）
  - (4) マルティニュツ対ロシア事件に関する決定（2009年11月5日言渡し）

むすび

はじめに

ソ連時代、ロシアをはじめとするその連邦構成共和国の裁判制度には、

非常救済制度である再審制度として、次の二つの手続があった。その一つは、監督審手続であり、もう一つは、あらたに発見された事実にもとづく再審手続である。後者は、各連邦構成共和国の刑事訴訟法典および民事訴訟法典にそれぞれ再審事由が列挙されており、日本の再審制度に相当するものであるが、前者は、「ソビエト訴訟法の制度」として1950年代末から1960年代はじめにかけて最終的に形成されたものであり<sup>1)</sup>、一党支配のソビエト型社会主義体制にとっては体制に適合的な裁判統制制度の一つであった<sup>2)</sup>。それは、監督審への再審の申立権がソ連共産党の事実上の人事権のもとにあったソ連最高裁判所長官およびソ連検事総長をはじめとする上級裁判所および上級検察庁の長にしかあたえられず、訴訟当事者の意思とは無関係に、監督審裁判所が確定裁判について再審を開始することができたという点にあらわれている。訴訟当事者には、その申立権はあたえられず、それを有する上記の役職員に対し、監督審に再審の申立てを行うように要請することが認められていたに過ぎないのである<sup>3)</sup>。監督審に再審の申立てを実際に行うかどうかは、あくまでもソ連最高裁判所長官等の申立権者の裁量権の範囲内の問題であった。

この監督審制度は、1991年12月のソ連解体後、ロシア等の旧連邦構成共和国で廃止されるのではなく、それらの国に基本的に引き継がれていくことになった。もちろん、体制転換期における司法改革の過程で、この制度も、改革の対象となり、変容させられていくことになる。とくにロシアの場合、この監督審制度の改革にも決定的な影響をあたえたのは、1993年12月のロシア憲法（以下「93年憲法」という。）の制定と、1998年3月の「人権および基本的自由の保護に関する条約<sup>4)</sup>」（いわゆる

1) См.: Н. М. Кипнис. Надзорное производство: «вещь в себе» или «вещь для нас» // Права человека. Практика Европейского Суда по правам человека. 2007. № 3. С. 41.

2) この点については、杉浦一孝「ミニ・シンポジウム：現存（旧）社会主義国における『裁判統制制度』の改革についての比較研究—企画趣旨」比較法研究第69号（2008年5月）172-173頁を参照。

3) См. напр.: Проверка судебных решений в социалистическом гражданском процессе / отв. ред. В. М. Савицкого. М., 1989. С. 230; Н. С. Алексеев, А. И. Бастрыкин, В. Г. Даев и др. Советский уголовный процесс / под ред. Н. С. Алексеева, В. З. Лукашевича. Л., 1989. С. 394-395.

4) ヨーロッパ人権条約およびその議定書の邦訳については、基本的に、戸波江

ヨーロッパ人権条約であり、以下「人権条約」という。) およびその議定書の批准に関する法律の制定ならびに個人申立制度およびヨーロッパ人権裁判所（以下「人権裁判所」という。）の管轄権の受諾の宣言である。人権条約は、同年5月5日にロシアに対して効力を発生することになる。

93年憲法は、その第2条で、「人間ならびにその権利および自由は、最高の価値である。人間および市民の権利および自由の承認、遵守および保護は、国家の義務とする。」と宣言し、それまでのソ連時代の憲法とは異なり、自然権論にもとづいて「第2章 人間および市民の権利および自由」を構成している。これらの一連の規定が監督審制度の改革の指針となり<sup>5)</sup>、その改革で「革命的役割」を果たしたとも言われているのがロシア憲法裁判所である<sup>6)</sup>。監督審制度の改革においても、ロシア憲法裁判所は、不十分な点も当然あったが、大きな影響力を行使したと言えよう<sup>7)</sup>。

他方、ロシアが批准した人権条約およびその議定書は、93年憲法第15条第4項の規定を媒介することにより、「ロシア連邦の法システムの構成部分」となり、ロシアの法律の規定がこれらの規定に抵触するときは、人権条約等の規定が適用されることになった。そのため、ロシアには、いわゆる人権にかかわる国内の法令を、人権条約および議定書の規定、さらには人権裁判所によるその解釈と判例に具現されている人権のヨーロッパ・スタンダードに適合させることが求められた。監督審制度

---

二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）に収められている小畑訳に依った。ただし、若干訳を変えたところがある。なお、筆者は、旧稿「ロシア連邦における公正な裁判を受ける権利とヨーロッパ人権裁判所」名古屋大学法政論集第245号（2012年8月刊）および「人権保障におけるロシア憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所」比較法研究第73号（2012年3月）で、ロシアに対するヨーロッパ人権条約の発効日を誤って1999年5月5日と記してしまった。正しいのは、1998年5月5日である。ここに訂正するとともに、お詫びしておくたい。

5) この点については、杉浦一孝「ミニ・シンポジウム：現存（旧）社会主義国における『裁判統制制度』の改革についての比較研究—ロシア連邦』比較法研究第69号（2008年5月）190-192頁を参照。

6) См.: Н. М. Китнис. Указ. соч. С. 44.

7) 民事監督審制度の改革においてロシア憲法裁判所が果たした役割については、杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」名古屋大学法政論集第225号（2008年7月刊）を参照。刑事監督審制度の改革におけるロシア憲法裁判所の役割については、別稿「ロシア連邦における裁判統制と刑事監督審制度」で検討する。

もその例外でなかったことは言うまでもない。ロシアは、ヨーロッパ評議会等の協力を得ながら、法制度改革を進めていくが、とくに人権裁判所の対ロシア事件の裁判がそれに大きな影響をあたえることになる<sup>8)</sup>。

人権裁判所によるロシアの監督審制度に対する評価およびその改革に対する影響については、すでにロシア国内で一定の研究成果が蓄積されつつある<sup>9)</sup>が、これらは、体系的に欠けるきらいがある。本稿では、これらの研究成果を踏まえながら、おもに監督審制度にかかわる人権裁判所の対ロシア事件の判決・決定、ヨーロッパ評議会閣僚委員会の中間報告等を分析し、それによって人権裁判所がロシアの監督審制度に対しどのような評価をあたえ、その改革に対しどのような影響をあたえているのかを明らかにすることを課題としたい。なお、分析対象は、通常裁判所が管轄する民事事件および刑事事件の監督審制度に限定されていることをあらかじめお断りしておく。

## 1 ロシアの旧監督審制度に対するヨーロッパ人権裁判所の評価

### (1) トゥミローヴィッチ対ロシア事件に関する決定（1999年6月22日言渡し）

この決定<sup>10)</sup>は、ロシアの旧民事監督審制度（ソ連時代の1964年10月1日に施行され、新しいロシア民事訴訟法典（以下「新民訴訟法」という。）が施行された2003年2月1日まで効力をもっていたロシア民事訴訟法

---

8) ロシアにおける公正な裁判を受ける権利の保障で人権裁判所が果している役割については、杉浦一孝「ロシア連邦における公正な裁判を受ける権利とヨーロッパ人権裁判所」名古屋大学法政論集第245号（2012年8月刊）を参照。

9) См. напр.: В. А. Давыдов. Пересмотр в порядке надзора судебных решений по уголовным делам: производство в надзорной инстанции: науч.-практ. пособие. М., 2006. С. 27-36; Л. А. Терехова. Надзорное производство в гражданском процессе: проблемы развития и совершенствования. М., 2009. С. 26-35; Е. Е. Юркина. Принцип правовой определённости в прецедентной практике Европейского Суда по правам человека и российское судопроизводство // Права человека. Практика Европейского Суда по правам человека. 2009. № 8. С. 40-48; И. В. Воронцова, Т. В. Соловьёва. Постановления Европейского Суда по правам человека в гражданском процессе Российской Федерации / И. В. Воронцова, Т. В. Соловьёва; под ред. О. В. Исаенковой. М., 2010. С. 16-26.

10) Tumulovich v. Russia (Application no. 47033/99), Decision, 22 June 1999.

典（以下「旧民法」という。）に定める監督審制度）に対し、人権裁判所がはじめて評価をあたえたものであり、ロシアの監督審制度に関する人権裁判所の見解を検討する場合には、まず取り上げなければならないものと言えよう。

### ①事実の概要

決定文によると、申立人リュドゥミラ・フランツェーヴナ・トゥミローヴィッチは、技師として合資会社サトゥールン（CATYPH）に勤めていたが、その合資会社から、資金難を理由に、1993年10月12日から1995年11月1日まで無給休暇を取るよう命じられた。その後、申立人は、さらに1996年12月までみずから無給休暇を取った。

1996年、申立人は、合資会社を相手取り、みずからが被った損害に対する賠償および復職を求めてクラスノダール辺区内のプリクバンスク地区裁判所に提訴した。

同年12月13日、同裁判所は、訴訟要件を満たしていないとして、その訴えを却下し、翌1997年2月11日には、申立人が再度提起した同じ内容の訴えも却下した。そこで申立人は、この第一審裁判所判決についてクラスノダール辺区裁判所に破棄申立てをしたが、同年3月25日、同裁判所は、原判決を支持して破棄申立てを棄却した。原判決は、これにより確定した。

同年4月8日、合資会社サトゥールンは、申立人を解雇した。

その後、申立人は、監督審への再審の申立権を有する機関等に対し、監督審裁判所〔この場合は、クラスノダール辺区裁判所がその裁判所にあたる。〕に再審の申立てをするよう6回にわたり要請をした。これらに対し、1997年6月17日、クラスノダール辺区次席検事は、申立人が提起した争点は第一審裁判所および第二審裁判所で適切に処理されたとして、この要請を拒否し、同年8月5日、6日、8日には、それぞれクラスノダール辺区裁判所副所長、クラスノダール辺区検事長、ロシア最高検察庁が申立人の同様の要請を受け入れることを拒否した。さらに、翌1998年6月15日、10月14日には、ロシア最高裁判所民事裁判部長、

ロシア次長検事もそれぞれ申立人の5回目、6回目の要請を拒否した<sup>11)</sup>。

1998年5月5日、ロシアに対し人権条約が発効した。これを受けて、申立人は、同年7月19日に人権裁判所に救済の申立てをした。その申立ての趣旨は、人権条約第6条第1項前段で保障されている権利、すなわち「その民事上の権利および義務の決定または刑事上の罪の決定のため、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利」が侵害され、また合資会社により申立人の労働法上の権利が侵害されたというものであった。

なお、申立人は、ロシア憲法裁判所にも申立てをしたが、1999年2月15日、憲法裁判所は、申立ての対象が憲法裁判所の裁判管轄外のものであることを理由に、その申立てを却下した。

以上が決定で認定された本件の事実の概要である。

## ②決定の内容

決定文によると、各締約国で人権条約が適用されるのは、人権条約の発効後に発生した事実に対してだけである。本件での「最終的な決定(the final decision)」は、1997年3月25日のクラスノダール辺区裁判所の判決であり、その時点では、ロシアではまだ人権条約が効力を発していなかった。ロシアで人権条約が効力を発した日(1998年5月5日)以降、申立人から監督審への再審の申立ての要請を受けたロシア最高裁判所民事裁判部長とロシア次長検事は、それぞれ1998年6月15日と同年10月14日に、その要請を受け入れることを拒否した。申立人のこれらの要請は、「非常救済手段 (extraordinary remedies)」であるが、人権条約

---

11) 旧民訴法第320条(申立権を有する者)によると、監督審への再審の申立権を有していたのは、ロシア最高裁判所長官、同副長官、ロシア検事総長、ロシア次長検事、共和国最高裁判所長官、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の長ならびに共和国検事長、州検察庁およびこれらと同級の検察庁の長(検事長)であり、辺区次席検事、辺区裁判所副所長およびロシア最高裁判所民事裁判部長には、この申立権はあたえられていなかった。したがって、決定における人権裁判所のその事実認定は、人権裁判所の実事誤認にもとづいたものであるのか、それとも民訴法でこの申立権が認められていなかったにもかかわらず、実際、それらの機関に監督審への再審の申立ての要請がなされたという事実にもとづいたものであるのか、そのどちらかである。おそらく後者だと思われるが、それはともかく、旧民訴法第320条の規定については、杉浦・前掲注(7)398-400頁を参照。

第 35 条第 1 項の規定が意味する「実効的な救済手段」ではない。それは、これらの要請が受け入れられ、監督審に再審の申立てが実際に行われるか否かが、その申立権を有する機関〔この場合は、旧民法ではその申立権をあたえられていないロシア最高裁判所民事裁判部長と申立権を有するロシア次長検事〕の裁量に委ねられているからである。

このように、人権裁判所は、ロシアの旧民事監督審制度を人権条約第 35 条第 1 項に規定する「国内の救済手段」で、人権裁判所に申立てをする前に使い尽くさなければならぬものとはとらえず、そのため、ロシア最高裁判所民事裁判部長およびロシア次長検事による上記の拒否を「最終的な決定」としなかったのである。1997 年 3 月 25 日付のクラスノダール辺区裁判所の判決が本件での「最終的な決定」であり、それはロシアで翌 1998 年 5 月 5 日に発効した人権条約の適用対象外のものとされたため、申立人の当該申立ては、人権条約第 35 条第 3 項および第 4 項により、受理されず、却下されることになった。

労働法上の権利の侵害の申立てについては、侵害者が国家ではなく、私的企業であるため、この申立ても、人権裁判所の管轄外のものとされ、人権条約第 35 条第 3 項および第 4 項により、受理されず、却下された。

### ③旧民事監督審制度に対する評価

すでに指摘したように、この決定は、人権裁判所がはじめてロシアの旧民事監督審制度に対して否定的評価を下したものである。人権裁判所によると、申立人が監督審への再審の申立権を有する機関等に行った要請は「非常救済手段」であるが、その要請が受け入れられ、監督審への再審の申立てが実際に行われるか否かは、申立権を有する機関の裁量に任せられている。そのため、その「非常救済手段」は、人権条約第 35 条第 1 項の規定が意味する「実効的な救済手段」ではない。これが、ロシアの旧民事監督審制度に対し人権裁判所がはじめてあたえた評価である。

このような評価は、後の別の事件に関する決定の中にも見られる。それは、2001 年 2 月 8 日に言い渡されたゲ・ピトゥケーヴィッチ対ロシ

ア事件の決定<sup>12)</sup>である。この裁判で、ロシアの当局は、申立人ピトクケーヴィッチが監督審への再審の申立権を有する機関にその申立ての要請を行うことができたにもかかわらず、それを行わなかったことを理由に、申立人は人権条約第35条第1項に規定する「すべての国内の救済手段」を使い尽くしていないと抗弁した。これに対し、人権裁判所は、人権条約第35条第1項は「実効的な救済手段のみ」(傍点-引用者)を使い尽くすことを要求しているとして、監督審制度について次のように述べた。「ロシアで『監督審による事件の再審理』は、個人によってはじめられるのではなく、特定の官庁の裁量にもとづく『特別の申立て (special appeal)』によってのみははじめられるのである。したがって、『監督審』〔への再審申立て〕の要請は、〔人権条約〕第35条第1項が意味する『実効的な』救済手段ではない。」

このように、ロシアの旧民事監督審制度に対する人権裁判所の当初の評価は、監督審手続が訴訟当事者の申立てによって開始されるのではなく、監督審への再審の申立権を有する特定の機関の申立てがあってはじめて開始されるのであり、したがって、旧民事監督審制度は、人権条約第35条第1項が要求する「実効的な救済手段」ではないというものであった。人権裁判所は、旧民事監督審制度が個人の権利および自由の救済手段ではなく、裁判統制の手段である点を問題にしたのである。その後、人権裁判所は、次に取り上げるリャビッフ対ロシア事件の本案審理において、旧民事監督審制度を別の角度から検討することになる。

## (2) リャビッフ対ロシア事件に関する判決 (2003年7月24日言渡し、同年12月3日確定)

この判決<sup>13)</sup>は、ロシアの旧民事監督審制度に関する人権裁判所の最初の判決であり、その後の類似の対ロシア事件の裁判で先例としての役割を果たすことになったため、ロシアの民事訴訟法学や刑事訴訟法学で監督審制度が検討されるとき、つねに取り上げられるものである<sup>14)</sup>。この判

12) Pitkevich v. Russia (Application no. 47936/99), Decision, 8 February 2001.

13) Ryabykh v. Russia (Application no. 52854/99), Judgment, 24 July 2003.

14) См. напр.: В. А. Давыдов. Указ. соч. С. 27-29; Л. А. Терехова. Указ. соч. С. 30-32.



決は、ロシアの監督審制度の改革に大きな影響をあたえることになる。

### ①事実の概要

判決文によると、日付は不明であるが、申立人アンナ・イヴァーノヴァ・リャビッツは、ロシア貯蓄銀行ノボオスコルスク支店、ロシア貯蓄銀行および国を相手取って、ベルゴロド州ノボオスコルスク地区裁判所に提訴した。申立人は、訴えの中で、1991年に貯蓄銀行に預けた自分の預金が経済改革により著しく目減りしたと主張した。申立人によると、預金は、何十年にわたって一生懸命に働いてきた成果であり、その預金で住戸を購入する予定であった。しかし、国は、インフレーションによる結果〔預金の目減り分〕を補うため、1995年5月10日に施行した「ロシア市民の預金の回復および保護について」の連邦の法律（Федеральный закон《О восстановлении и защите сбережений граждан Российской Федерации》）（以下、「預金法」という。）により求められていた預金の目減り分を回復することをしなかった（第8節）。申立人は、この目減り分の支払いを請求したのである。

1997年12月30日、ベルゴロド州ノボオスコルスク地区裁判所は、申立人（原告）の請求を認め、国庫から129,544,106ルーブル<sup>15)</sup>を支払うよう被告に命じた。同裁判所は、関係下位法が制定されなかったため、預金法に定める補てんスキームを実行することができなかったという国の抗弁を認めなかった。その上で同裁判所は、預金法は預金の目減りの補てんを国の義務と認めており、また国は補てんを可能とする必要な規則を制定しなかったと指摘した後、被告は民法にしたがって責任を負うべきであるとしたのである（第9節）。

この判決は、1998年2月18日、被告の破棄申立てにもとづいて、ベルゴロド州裁判所により取り消され、事件は、第一審のノボオスコルスク地区裁判所に差し戻された（第10節）。

同年6月8日、ノボオスコルスク地区裁判所は、1997年12月30日付の判決と類似の判決を言い渡したが、支払額は、133,963.70ルーブルに変更された。この判決については、被告が破棄申立てをしなかったた

---

15) この金額は、1998年1月1日に実施されたデノミネーション前のものである。デノミネーションの実施により、旧1000ルーブルは新1ルーブルとなった。

め、10日後の同年6月18日に確定した。執行手続は、翌1999年1月18日に開始された（第11節および第12節）。

ところが、判決文によると、1999年（正確な月日は不明）、執行手続の進行中に、ベルゴロド州裁判所長が、1998年6月8日付の確定判決について実体法と矛盾するとして、監督審に再審の申立てをした。監督審であるベルゴロド州裁判所幹部会は、同年3月19日にこの申立てを審理し、申立書に記されている理由を認めて、上記の確定判決を取り消すとともに、申立人の請求を退けた。なお、申立人は、監督審に再審の申立てが行われたことを知らされず、また同幹部会での審理にも呼び出されなかった（第13節および第14節）。

1999年6月17日、ベルゴロド州裁判所幹部会の上記の決定を受けて、1998年6月8日付の確定判決の執行手続は中断された（第15節）。そこで、同年8月19日、申立人は、国が預金の目減り分を補てんしようとしないうこと、また申立人に預金の目減り分（補償金）を支払うことを命じた判決を監督審が取り消したことにより、人権条約第6条第1項および第1議定書第1条が保障する権利が侵害されたとして、人権裁判所に救済の申立てをしたのである（第3節）。

この事件は、申立人が人権裁判所に救済の申立てをした後、あらたな展開を見せることになる。

判決文によると、それから1年4ヵ月余りが経過した2001年1月4日、今度は、ロシア最高裁判所副長官が1999年3月19日付のベルゴロド州裁判所幹部会決定について監督審に再審の申立てをした。同月22日、監督審であるロシア最高裁判所民事裁判部は、その再審申立てを受理し、ベルゴロド州裁判所幹部会が1998年6月8日付の確定判決を取り消した理由を支持しながらも、申立人の請求をすべて退けるべきではなかったとした。それは、金銭の補てんを求める権利を不当にも申立人から奪ってしまったからである。さらに、ロシア最高裁判所民事裁判部は、ベルゴロド州裁判所幹部会による申立人の事件の審理について告知を受ける申立人の権利が尊重されなかったことも認めた。事件は、あらためて再審理に付するため、ノボオスコルスク地区裁判所に差し戻されることになった（第16節および第17節）。

2001年6月4日、ノボオスコルスク地区裁判所は、申立人（原告）

の請求を認める3回目の判決を言い渡したが、これ以降、事件は、同裁判所と破棄審のベルゴロド州裁判所との間を4往復し、最終的には、翌2002年7月16日に、ベルゴロド州裁判所が被告の破棄申立てを棄却し、ノボオスコルスク地区裁判所の6回目の同年6月10日付の申立人一部勝訴の判決が確定した（第18節ないし第26節）。

しかし、これで事件が落ち着いたわけではなかった。同年11月1日、申立人とベルゴロド州政府との間で和解が成立し、同日、両当事者の申立てにもとづいて、ノボオスコルスク地区裁判所は、同意判決によりその和解を追認した。その直後、若干もめごとがあった（第27節ないし第30節）が、申立人が請求を放棄する代わりに、ベルゴロド州政府が新しい住戸を申立人に買いあたえたことにより、この事件は基本的に解決されたと思われる。

## ②判決の内容

人権裁判所での本件の争点は、次の4点であった。第一は、申立人が人権条約第34条にいう「被害者」に該当するか否かという点である。第二は、申立人勝訴の確定判決を取り消した1999年3月19日付の監督審の決定が人権条約第6条第1項の規定に違反するかどうかという点であり、第三は、同じく上記の確定判決の取消しが第1議定書第1条（財産の保護）の規定に違反するかどうかという点である。最後は、申立人に人権条約第41条に規定する「公正な償い（just satisfaction）」をあたえるか否かという点である。ここでは、申立人が「被害者」であるという人権裁判所の認定を前提として、第二の争点に関する人権裁判所の判断だけを見ておくことにしたい。

人権裁判所は、申立ての趣旨について、1999年10月28日付のブルマレスク対ルーマニア事件の判決<sup>16)</sup>を援用しながら、人権条約第6条第

16) Brumărescu v. Romania (Application no. 28342/95), Judgment, 28 October 1999. この判決は、すでに検討したトゥミローヴィッチ対ロシア事件の決定の約4ヵ月後に言い渡されたものであるが、監督審制度について人権裁判所が法の支配の原則の観点からはじめて見解を述べたものと思われ、その意味では、リャビッツ対ロシア事件の裁判にとってリーディング・ケースとなったと言えよう。この判決文によると、人権条約第6条第1項で保障されている「公正な裁判を受ける権利」は、締約国の共通の遺産の一部である法の支配を宣言している人権条約前文に照らして解釈しなければならない。法の支配の基本的な側面の一つ

1 項が保障する「公正な裁判を受ける権利」は人権条約の前文に照らして解釈しなければならないとして、人権条約の前文で「締約国の共通の遺産」の一部とされている法の支配について、次のように述べる。法の支配の基本的な側面の一つは、「法的安定性の原則」であり、これは、とくに、裁判所が問題を最終的に判断したところで、その判決に疑いが向けられないことを要求する。法的安定性は、「既判力の原則 (the principle of *res judicata*)」、すなわち「判決の最終性の原則 (the principle of the finality of judgments)」の尊重を前提としている (第 51 節および第 52 節)。

人権裁判所によると、本件の場合、1999 年 3 月 19 日、ベルゴロド州裁判所幹部会が、関連法律の誤った解釈を理由に、1998 年 6 月 8 日付の確定判決を取り消すとともに、申立人の請求を棄却し、訴訟の全部を終了させた。この事件の監督審による再審理は、訴訟当事者ではなく、旧民法第 319 条および第 320 条の規定により監督審への再審の申立権を有するベルゴロド州裁判所長によりはじまった。ルーマニアのブルマレスク事件と同じように、州裁判所長によるこの権限の行使が時間的な制約をまったく受けないため、確定判決は、いつでも異議を唱えられる状態にあった (第 53 節および第 54 節)。

このように述べた後、人権裁判所は、人権条約第 6 条第 1 項について、次のように言う。人権条約第 6 条第 1 項は、すべての者に対し、その民事上の権利および義務について裁判所に訴えを提起する権利を保障している。このように、同規定は、「裁判所に対する権利 (the “right to a court”)」を具体化しており、その一つの側面が「アクセスの権利」、すなわち民事事件について裁判所に提訴する権利である。しかし、締約国の法制度が依然として「確定判決で、拘束力のあるもの (a final, binding

---

である「法的安定性の原則」は、とくに、裁判所が問題を最終的に決定するところで、その判決に疑いが向けられないことを要求する。本件で問題とされたのは、裁判に参加していなかったルーマニア検事総長が確定裁判の取消しを申し立てる権限をもち、しかも、申立期間が定められていないため、裁判がいつまでも疑われることになるという点であった。ルーマニア最高裁判所は、検事総長のこの申立てを認め、「『取り消すことができず』、したがって、既判力 (*res judicata*) が生じた裁判で、すでに執行されたもの」を取り消した。人権裁判所は、これは「法的安定性の原則」に反する行為であり、人権条約第 6 条第 1 項の「公正な裁判を受ける申立人の権利」を侵害するものであるとして、人権条約第 6 条第 1 項違反を認定したのである (第 61 節および第 62 節)。

judicial decision)」を効力のないものにし、それによって一方の当事者に損害をあたえることになれば、「その権利は、幻と化すことになる」（第 55 節）。要するに、人権裁判所は、「締約国の法制度が、最終で確定した判決を国家の役職員の申立てにもとづいて上級裁判所が取り消すことを認めていれば、当事者の裁判所に対する権利も、幻と化すことになるであろう」と考えたのである（第 56 節）。

以上にもとづいて、人権裁判所は、監督審であるベルゴロド州裁判所幹部会が 1998 年 6 月 8 日付の確定判決の取消しのためにこの事件の再審理をしたことにより、人権条約前文に定める法の支配の基本的な側面の一つである「法的安定性の原則」および第 6 条第 1 項が保障する申立人の「裁判所に対する権利」が侵害されたとして、人権条約第 6 条第 1 項違反を認定したのである（第 57 節および第 58 節）。

### ③旧民事監督審制度に対する評価

以上のように、この判決は、旧民事監督審制度について、監督審による確定判決の取消しのための再審が、訴訟当事者ではなく、監督審への再審の申立権を有する機関の申立てによりはじまり、しかも、その申立権の行使に期間が設けられていないため、確定判決がいつまでも異議を唱えられる状況に置かれることになり、これは、法の支配の基本的な側面の一つである「法的安定性の原則」を定める人権条約前文に反するとし、それと同時に、確定判決が監督審裁判所により取り消されることが認められていれば、訴訟当事者である申立人の「裁判所に対する権利」は「幻と化すこと」になり、これは、「裁判所に対する権利」を保障する人権条約第 6 条第 1 項に違反するとしたのである。

この判決は、後の類似の対ロシア事件の判決、例えば、プラーヴィドゥナヤ対ロシア事件の判決（2004 年 11 月 18 日言渡し、翌 2005 年 3 月 3 日確定）<sup>17)</sup>、ヴォルコヴァ対ロシア事件の判決（2005 年 4 月 5 日言渡し、同年 7 月 5 日確定）<sup>18)</sup>、ロセルトランス対ロシア事件の判決（2005 年 7 月 21 日言渡し、同年 10 月 21 日確定）<sup>19)</sup> 等で援用され、旧民事監督審制

17) Pravednaya v. Russia (Application no. 69529/01), Judgment, 18 November 2004.

18) Volkova v. Russia (Application no. 48758/99), Judgment, 5 April 2005.

19) Roseltrans v. Russia (Application no. 60974/00), Judgment, 21 July 2005.

度は、人権裁判所により、人権条約違反として否定されたのである。もっとも、リャビツフ対ロシア事件の判決は、「上級裁判所による審査の権限は、誤判や誤審を正すために行使されるべき」であり、その行使は、「法的安定性の原則」の例外として、「重大でやむを得ない事情 (circumstances of a substantial and compelling character)」により必要とされたときのみ、正当化されると述べている (第 52 節)。これは、ロシア最高裁判所判事ヴェ・ア・ダヴィドフが主張する<sup>20)</sup> ように、監督審制度すべてが否定されたわけではないということを示すものであろうか。この判決が言い渡された時点では、この問いに対しては、否定的に答えざるを得ない。人権裁判所が監督審制度そのものの存在を例外的に認めるにいたるのは、次に検討するニキーチン対ロシア事件においてであるが、それはともあれ、リャビツフ対ロシア事件の判決は、その後、ヨーロッパ評議会閣僚委員会によりその執行の監視を受けるとともに、ロシアの監督審制度の改革の指針となっていくことになる。

### (3) ニキーチン対ロシア事件に関する判決 (2004 年 7 月 20 日言渡し、同年 12 月 15 日確定)

これまで検討してきた人権裁判所の裁判は、旧民法に定める監督審制度に関するものであったが、この判決<sup>21)</sup> は、ソ連時代の 1961 年 1 月 1 日に施行されたロシア刑事訴訟法典 (以下「旧刑法」という。) に定める監督審制度 (旧刑事監督審制度) に関する人権裁判所の最初の判決である。ここには、ロシアの監督審制度に対する人権裁判所の評価に変化が見られ、この判決も、その後の類似の対ロシア事件の裁判で先例としての役割を果たしていくことになる。

#### ① 事実の概要

判決文によると、ロシア海軍の将校であった申立人アレクサンドゥル・コンスタンチノヴィッチ・ニキーチンは、1995 年 2 月に、ノルウェーの非政府組織 (NGO) 「ベローナ」の環境保護プロジェクトに参加し、

---

20) См.: В. А. Давыдов. Указ. соч. С. 29.

21) Nikitin v. Russia (Application no. 50178/99), Judgment, 20 July 2004.

報告書「ロシア北洋艦隊－放射性汚染の源」（以下「報告書」という。）の作成に携わった（第8節）。

同年10月5日、ロシアの連邦保安庁（Federal Security Service）は、「ベローナ」のムルマンスク事務所を家宅搜索し、報告書案を押収するとともに、申立人を尋問し、その結果、報告書案の中にロシアの原子力潜水艦の事故に関する情報で、公式に秘密と指定されたものが含まれているとして、反逆行為の容疑で申立人に対する刑事事件に着手した（第9節）。

1998年10月20日、サンクト・ペテルブルグ市裁判所で、スパイ行為による反逆行為および国家機密の加重事由のある漏洩の罪で申立人の裁判がはじまった。しかし、同月29日、事件は、補充捜査のために検察庁に逆送された<sup>22)</sup>。それは、サンクト・ペテルブルグ市裁判所によると、起訴状が漠然としていたため、申立人（被告人）の防御権が奪われ、裁判所による実体審理が妨げられたからである。さらに、捜査記録では、報告書案に国家機密としての情報が含まれていたかどうかという問題が未解決のままであり、当該情報が広く知れ渡っている情報源からのものであったのかどうか、また被害がどの程度のものであったのかについての鑑定結果も、捜査記録に含まれていなかったからである。この逆送の決定に対して、検察側は、同年11月3日に抗告したが、ロシア最高裁判所は、翌1999年2月4日にこの抗告を棄却した（第10節ないし第12節）。

1999年11月23日、サンクト・ペテルブルグ市裁判所は、申立人の裁判を再開し、同年12月29日に、申立人は公表されていない命令（decrees）で、遡及効が認められたものにもとづいて起訴されたとして、すべての公訴事実について申立人に無罪を言い渡した。検察側は、この判決を不服として、ロシア最高裁判所に破棄申立てをした。ロシア最高裁判所は、翌2000年4月17日、公表されていない命令で、遡及効が認められたものにもとづく起訴は憲法に反するとして、原判決を支持した。

---

22) 旧刑法第232条および第258条によると、裁判所は、公判で捜査取調べの不十分な点を補充することができないときなどは、職権により事件を検察官に逆送することになっていたが、ロシア憲法裁判所は、1999年4月20日付の判決（Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 1999. № 4. С. 41-49）で、当該諸規定は裁判所に訴追機能を負わせるものだとし、これらを憲法違反と認定した。

これにより、無罪判決は確定した（第 13 節ないし第 16 節）。

しかし、同年 5 月 30 日、ロシア検事総長は、無罪判決の取消しのため、国家機密を定める法令が誤って適用されたとして、監督審であるロシア最高裁判所幹部会に再審の申立てを行った。それと同時に、ロシア検事総長は、申立人に手続上の不利益をもたらした起訴状のあいまいさ、その他の捜査上の瑕疵、とくに争われている情報が広く知れ渡っている情報源からのものであったのかどうかについての鑑定の欠如を指摘し、適用される法令ならびに一件記録の中の事実および証拠の再評価とともに、事件の検察庁への逆送を請求した（第 17 節）。

同年 9 月 13 日、ロシア最高裁判所幹部会は、この申立てを棄却した。同幹部会は、その捜査に欠陥や不十分な点があったことを認めながらも、1998 年 10 月 29 日付のサンクト・ペテルブルグ市裁判所の事件の逆送決定から明らかなように、検察庁は訴訟手続のより早い段階でその欠陥等を取り除くことができたのであるから、検察側が逆送を請求する際にその欠陥等を理由とすることはできないとしたのである（第 18 節）。

なお、判決文によると、申立人は、日付は不明であるが、無罪の言渡しをした確定判決の監督審による再審理を認める法律〔旧刑法と検察庁法〕の憲法適合性審査をロシア憲法裁判所に申し立てた。憲法裁判所は、モスクワ州ポドリスク市裁判所および他の市民の申立てとともに、この申立てを審理し、その結果、2002 年 7 月 17 日に、不利または不十分な捜査または公判を理由に、また、新しい証拠があらわれ、または以前の訴訟手続に「根本的瑕疵 (a fundamental defect)」がある場合は別として、事件の事実の誤った評価を理由に、無罪の言渡しをした確定判決の再審理および取消しを認める法律の当該規定は憲法に違反するとした<sup>23)</sup>（第 19 節ないし第 21 節）。

以上が判決で認定された本件の事実の概要である。

## ②判決の内容

本件の本案審理での争点は、次の 2 点であった。その一つは、申立人

---

23) ロシア憲法裁判所のこの判決（Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2002. № 6. С. 16-28）については、別稿「ロシア連邦における裁判統制と刑事監督審制度」で検討する。



が最終的に判決で無罪を言い渡された後に取られた監督審手続が、最終的に無罪となった犯罪行為で再び裁判にかけられない権利を保障している人権条約第7議定書第4条第1項（一事不再理の原則）の規定に違反するか否かという点である。もう一つは、その監督審手続が公正な裁判を受ける権利を保障している人権条約第6条第1項の規定に違反するか否かという点である。

最初の争点について、人権裁判所は、申立人の申立内容に沿って、次の三つの側面を検討することが必要であるとする。その第一は、監督審への再審の申立ての前に『『最終的な』決定』があったのかどうか、あるいは、監督審は通常の訴訟手続の構成部分であり、その裁判が「最終的な決定」であったのかどうかという点である。第二は、申立人はロシア最高裁判所幹部会での手続により『『再び裁判』にかけられた』のかどうかという点、そして最後は、ロシア検事総長の監督審への再審の申立てにより、申立人は『『再び裁判にかけられる危険』にさらされた』のかどうかという点である（第36節）。

人権裁判所は、第一の側面について、まず第7議定書の説明レポートから次の文章を引用する。『『伝統的な表現によると、判決が既判力（the force of *res judicata*）を得れば』、それは、最終的なものとなる。『これは、判決を取り消すことができなくなる場合である。すなわち、通常の救済手段をこれ以上使用することができない場合、または、当事者がそのような救済手段を使い尽くし、もしくは不服申立期間を徒過した場合である<sup>24)</sup>。』』（第37節）

これを前提として、人権裁判所は、次のように述べる。旧刑訴法は、「特定の役職員」が確定判決に異議を唱えることを認めていた。その事由は、通常の上訴の事由と同じであり、無罪判決については、その判決が確定してから1年以内であれば、監督審への再審の申立ては可能であった。ロシア最高裁判所幹部会が検事総長の再審の申立てを認めて再審を開始した場合には、「その結果としての決定」が、無罪判決を取り消し、申立人の刑事事件での「唯一の決定」となり、しかも「最終的な」ものと

24) 二重括弧内の文章は、1970年の刑事判決の国際的正当性に関するヨーロッパ条約（the European Convention on the International Validity of Criminal Judgments）の説明レポートからの引用である。

なることも想定されていた。このように、事件当時のロシアの国内法は、監督審への再審の申立期間が経過するまでは、申立人の事件での無罪判決のようなものを「最終的な」ものとはみなしていなかったと思われる。このように考えれば、2000年9月13日付のロシア最高裁判所幹部会の棄却決定が「最終的な」ものとなろう。このような解釈によれば、本件では、第7議定書第4条の規定違反の問題は生じないことになる。しかし、人権裁判所が繰り返し指摘しているように、「確定判決の取消し」を目的とする監督審への再審の申立ては、「特別の申立て（extraordinary appeal）」の一つであるが、それは、刑事事件の被告人であった者が直接アクセスすることができるものではなく、「権限のある役職員」の裁量に委ねられている。人権裁判所は、民事訴訟手続におけるものであれ、また刑事訴訟手続におけるものであれ、監督審が「国内の実効的な救済手段」であるとは認めておらず、監督審手続による判決の取消しが法的安定性を害する場合もあることを知っている。したがって、人権裁判所は、第7議定書第4条の目的からすれば、原審の無罪判決を確定させた2000年4月17日付のロシア最高裁判所判決が「最終的な決定」であると考え（第38節および第39節）。

このように、第一の側面について、人権裁判所は、監督審への再審の申立ての前に無罪の「『最終的な』決定」があったと認定したのである。

第二の側面については、人権裁判所は、次のように述べる。ロシア検事総長の監督審への再審の申立ては、ロシア最高裁判所幹部会で審理されたが、そこでの審理は、監督審への再審の申立てそのものを認めるか否かという問題に限定されていた。ロシア最高裁判所幹部会がその申立てを認めなかったため、2000年4月17日付の判決が最終的な決定となった（第40節）。以上から、人権裁判所は、申立人はロシア最高裁判所幹部会における手続により「『再び裁判』にかけられた」のではないとしたのである（第41節）。

最後の側面については、人権裁判所は、第7議定書第4条の規定の意味から論ずる。判決文によると、本規定は、その第1項が禁止している「二度目の訴追または裁判」と第2項が規定している「特別の場合に限っての裁判の再開」とを明確に区別している。後者の規定によれば、「新しい証拠の出現または以前の訴訟手続における根本的瑕疵の発見」によ

り事案の審理が再開される場合、個人は、国内法にしたがって、同じ公訴事実にもとづいて訴追を受けなければならないことになる。事件当時のロシアの法令は、「新しい証拠もしくはあらたに発見された証拠または根本的瑕疵」を理由に、刑事事件の確定判決を再審理することを認めていた（旧刑訴法第 384 条ないし第 390 条）<sup>25)</sup>。この手続は、第 7 議定書第 4 条第 2 項の規定の範囲内のものである。しかし、この制度のほかに、監督審の制度も存在していた（旧刑訴法第 371 条ないし第 383 条）。この手続の対象となったのは、「同じ公訴事実および以前の裁判の正当性（validity）」であった。もし、監督審への再審の申立てが認められて再審がはじまるとすれば、監督審の「最終結果（the ultimate effect）」は、裁判所のそれ以前の決定をすべて取り消し、公訴事実について新しい決定をするということになる。この点に関しては、監督審の「結果」は、新しい証拠等を理由とする確定判決の再審理の結果と同じである。なぜならば、両方とも、「それ以前の訴訟手続の継続の一つの形態」であるからである。したがって、一事不再理の原則があるため、監督審は、第 7 議定書第 4 条第 2 項の規定で認められている再審理の「特別のタイプ」（傍点 - 引用者）とみなすことができる。「本件の事実」を考慮に入れると、監督審手続は、「二度目の裁判」というよりは、「訴訟手続を再開させる試み」であった（第 45 節ないし第 47 節）。

人権裁判所は、このように述べて、申立人は「再び裁判にかけられ、または再び刑罰を科せられる危険にはさらされなかった」と認定し、第一の争点の結論として、第 7 議定書第 4 条第 1 項違反はなかったとした

25) 旧刑訴法第 384 条第 2 項は、「あらたに発見された事実にもとづく事件の再審事由」として、次の四つを具体的に列挙している。(1)証人の証言もしくは鑑定が故意による虚偽であり、物的証拠、取調調査、裁判記録その他の文書が偽造であり、または通訳が故意による虚偽であったことにより、不当または違法な判決が宣告されたことで、裁判所の確定判決により証明されたもの、(2)裁判官が当該事件を審理した時に犯した犯罪的職権乱用で、裁判所の確定判決により証明されたもの、(3)事件の捜査取調べを行った者の犯罪的職権乱用により、不当または違法な判決または訴訟打ち切りの裁判所の決定が宣告されたことで、裁判所の確定判決により証明されたもの、(4)判決または決定を宣告する時に裁判所に知られていなかったその他の事実で、それ自体または前に認定された事実とともに、有罪の確定判決を受けた者の無実もしくは有罪判決を受けた犯罪よりもより重大でない犯罪もしくはより重大な犯罪の実行を証明するもの、または無罪の確定判決を受けた者もしくは訴訟を打ち切られた者の有責を証明するもの。ここには、「根本的瑕疵」を再審事由とする規定はない。人権裁判所の事実認定の誤りである。

のである（第 49 節）。

次に、第二の争点について、人権裁判所は、本件における監督審制度が第 7 議定書第 4 条に規定する一事不再理の原則に反していないということだけでは、それが人権条約第 6 条にも違反していないとは言えないとして、次のように述べる。人権裁判所は、監督審制度は、「民事事件の判決」が広範囲にわたり「比較的重要な理由」にもとづいて再審理されるため、「法的安定性の問題」を生じさせることもあると繰り返し指摘してきた。しかし、刑事事件の判決、少なくとも無罪判決について言えば、「立場は少し異なる」（傍点－引用者）。それは、監督審に無罪の言渡しをした確定判決の再審を求める場合、それが無罪判決の確定した日から 1 年以内に限られているからである（第 54 節および第 55 節）。

さらに、人権裁判所は、「法的安定性の要求は絶対的なものではない」として、次のように主張する。刑事事件では、「法的安定性の要求」は、上記の第 7 議定書第 4 条第 2 項の規定を考慮に入れて、判断しなければならない。とくに、監督審による再審の場合、当該事件において「個人の利益」と「刑事裁判制度の実効性の保障の必要性」との「公平なバランス」を「できる限り確保する」ために、その手続が当局により取られたのかどうかを検討されなければならない（第 56 節および第 57 節）。検討の結果、本件においては、ロシアの当局は、「監督審手続の過程で、申立人の利益と裁判の適切な実施の保障の必要性との公平なバランスを崩すことはなかった」（第 59 節）。

このように述べた後、人権裁判所は、次のような判断を下すことになる。ロシア最高裁判所幹部会による監督審手続について、その結果は、申立人にとって有利なものであり、したがって、申立人は、この手続について「公正な審理を受ける権利の侵害の被害者」であると主張することはできない。さらに、人権裁判所等での確立された判例法によれば、事件の再審の申立てが棄却された場合、人権条約第 6 条は、その手続には適用されない。再審の申立てが認められた後にはじまる「新しい手続〔再審手続〕」のみが「刑事上の罪の決定」に関する手続とみなされるのである（第 60 節）。したがって、人権裁判所は、第二の争点の結論として、人権条約第 6 条第 1 項違反はなかったとしたのである（第 61 節）。

### ③旧刑事監督審制度に対する評価

旧監督審制度に対しては、この判決においても、すでに検討したトゥミローヴィッチ対ロシア事件に関する決定、リャビッフ対ロシア事件に関する判決等での否定的な評価があたえられた。すなわち、旧監督審制度は、旧民法に定めるものであれ、旧刑法に定めるものであれ、訴訟当事者に監督審への再審の申立権を認めていないため、人権条約第35条第1項の規定が意味する「国内の実効的な救済手段」ではなく、また、時間的な制約をいっさい受けずに、民事事件の確定裁判についていつでも異議を申し立てることを「権限のある役職員」に認めているため、人権条約前文に定められている法の支配の基本的な側面の一つである「法的安定性の原則」にも抵触するとされたのである。

しかし、この判決の旧監督審制度に対する評価は、これで終わりではなかった。それは、これまでとは違い、人権裁判所の審判の対象が旧刑事監督審制度であったからである。人権裁判所は、すでに見たように、「新しい証拠もしくはあらたに発見された証拠または根本的瑕疵」を理由とする再審だけでなく、旧刑法に定める監督審制度も、第7議定書第4条第1項が規定する一事不再理の原則の例外の制度として、すなわち同条第2項で認められている再審理の「特別のタイプ」として肯定した。しかし、もちろん、これが全面的に肯定されたわけではない。上記の否定的な評価との整合性を図る必要があるからである。

人権裁判所は、無罪の言渡しをした確定判決等について、「権限のある役職員」が監督審に元被告人にとって不利益となる再審の申立てをする場合、申立期間が1年以内に限られているため、「法的安定性の問題」は生じないとして、この場合の監督審を肯定した。人権裁判所は、これにとどまらず、さらに、「法的安定性の要求は絶対的なものではない」と主張し、刑事事件においては、「法的安定性の要求」は第7議定書第4条第2項の規定を考慮して判断しなければならないとした。ここでその判断基準として提起されたのは、「個人の利益」と「刑事裁判制度の実効性の保障の必要性」との「公平なバランス」の確保である。人権裁判所は、その「公平なバランス」が保たれるならば、「法的安定性の要求」は満たされることになるとして、その限りにおいて、旧刑事監督審制度の存在を認めたのである。

このニキーチン対ロシア事件の判決は、その後、類似の対ロシア事件の裁判、例えば、ブラチャキン対ロシア事件の決定（2006年3月9日言渡し）<sup>26)</sup>、ファーディン対ロシア事件の判決（2006年7月27日言渡し、同年10月27日確定）<sup>27)</sup>、ラートゥチコフ対ロシア事件の判決（2007年5月24日言渡し、同年11月12日確定）<sup>28)</sup>等で援用され、旧刑事監督審制度にかかわる裁判で先例としての役割を果たすことになった。

この判決は、さらに、後の新民事監督審制度（2003年2月1日に施行された新民訴法に定める監督審制度）にかかわる対ロシア事件の裁判、例えば、ネリユービン対ロシア事件の判決（2006年11月2日言渡し、翌2007年3月26日確定）<sup>29)</sup>やコトゥ対ロシア事件の判決（2007年1月18日言渡し、同年4月18日確定）<sup>30)</sup>で援用されることになる。人権裁判所は、これらの判決の中で、上記の判断基準を「刑事裁判」に限定せず一般化し、民事事件についても、監督審裁判所が再審をする場合、「個人の利益」と「裁判の適切な実施の保障の必要性」（傍点－引用者）との「公平なバランス」を確保しなければならないとしたのである。もちろん、ここでは、具体的なあり方が厳しく問われるにしても、民事監督審制度そのものは、その存在を肯定されることになる。

このようにロシアの民事監督審制度に対する人権裁判所の評価が変化していくのは、この民事監督審制度の問題が並行してヨーロッパ評議会やその閣僚委員会（閣僚代理会合（Ministers' Deputies）を含む。）で検討されていくことと密接な関係にある。そこで、次に、ヨーロッパ評議会、閣僚委員会等でロシアの民事監督審制度がどのように論じられているのかを見ることにしたい。

---

26) Bratyakin v. Russia (Application no. 72776/01), Decision, 9 March 2006. 人権裁判所は、この決定の中で、「個人の利益」と「刑事裁判制度の実効性の保障の必要性」との「公平なバランス」の確保について、ニキーチン対ロシア事件の判決を援用した後、監督審手続との関連では、さらに、「人権裁判所は、当局が最終裁判の拘束性を尊重し、かつ、法的安定性の原則より正当な熟慮事項 (serious legitimate considerations) の方が重要であるときに限り、刑事訴訟手続の再開を認めることを要求する」と述べている。人権裁判所のこの要求は、それ以降の類似の判決で援用されることになる。

27) Fadin v. Russia (Application no. 58079/00), Judgment, 27 July 2006.

28) Radchikov v. Russia (Application no. 65582/01), Judgment, 24 May 2007.

29) Nelyubin v. Russia (Application no. 14502/04), Judgment, 2 November 2006.

30) Kot v. Russia (Application no. 20887/03), Judgment, 18 January 2007.

## 2 ヨーロッパ人権裁判所の判決の執行の監視とロシアの監督審制度の改革

### (1) 督審制度の改革に関する共同セミナーの開催

この共同セミナー<sup>31)</sup>は、2005年2月21、22の両日、ストラスブールにおいて、すでに検討したリャビッフ対ロシア事件に関する人権裁判所の判決の執行に対する閣僚委員会の監視とのかかわりで開催されたものである。これには、ヨーロッパ評議会や人権裁判所の関係者のほかに、ロシアの法曹界の代表等15人が参加した<sup>32)</sup>。

関係資料によると、共同セミナーでは、ロシア最高裁判所第一副長官（当時）ヴェ・ラーチェンコがロシアの通常裁判所の監督審について、ロシア最高仲裁裁判所長官ア・イヴァノフが仲裁裁判所の監督審について報告をした。また、ロシア次長検事エス・ケフレロフが監督審における検察庁の今日的役割について<sup>33)</sup>、ロシア連邦弁護士院総裁イェ・セメニャコが監督審に関する弁護士の見解について報告をした。人権裁判所からは、人権裁判所が求める法的安定性とは何かということの内容とする報告がなされた。これらの報告の後、ロシアの現行の監督審手続の問題点および人権条約に適合的な監督審手続への改変をめぐる討議が行われたが、その内容は、次のようなものであった。

---

31) この共同セミナーに関する資料については、次のURLを参照。[https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=CM/Inf/DH\(2005\)20&Sector=secCM&Language=lanEnglish](https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=CM/Inf/DH(2005)20&Sector=secCM&Language=lanEnglish)

32) ロシア代表団の氏名およびその当時の肩書きは、次のとおりである。

(1)ヨーロッパ人権裁判所ロシア連邦代表エル・ラープチェフ、(2)ロシア連邦最高仲裁裁判所長官ア・イヴァノフ、(3)ロシア連邦大統領顧問ヴェ・ヤーコヴレフ、(4)ロシア連邦大統領国家法制局課長ユ・ベレストゥニョフ、(5)ロシア連邦最高裁判所第一副長官ヴェ・ラーチェンコ、(6)ロシア連邦最高裁判所破棄部長ア・フェーディン、(7)ロシア連邦次長検事エス・ケフレロフ、(8)ロシア連邦最高仲裁裁判所判事テ・アンドゥレーエヴァ、(9)ロシア連邦大統領国家法制局法律専門家エム・ヴィノグラードフ、(10)ロシア連邦大統領司法効率化評議会ヴェ・ポルトゥノフ、(11)ロシア連邦弁護士院総裁イェ・セメニャコ、(12)ロシア連邦弁護士院事務総長ユ・ピリペンコ、(13)モスクワ州弁護士院弁護士ゲ・ニルス

さらに、ヨーロッパ評議会におけるロシア連邦の常駐代表ア・オルロフおよびその代理エム・モロドゥソフヴァも参加した。

33) 論題は異なるが、ロシア次長検事エス・ケフレロフの報告原稿は、ロシア最高検察庁の機関誌『適法性』2005年第7号に掲載されている（C. Кехлеров. Судебный надзор: за и против // Законность. 2005. № 7. С. 2-7）。

最初に、ロシアの司法改革の中心的課題の一つである監督審手続の改革について討議をするため、ロシアの法曹界の上層部が参加するハイ・レベルのセミナーが開催されたことについて、「参加者全員」がその意義を認めたということである。

次に、「参加者」は、新しいロシア刑事訴訟法典（2001年12月18日公布、2002年7月1日施行。以下「新刑訴法」という。）、ロシア経済訴訟法典（the Code of Commercial (Arbitration) Procedure）（2002年7月24日公布、同年9月1日施行。以下「新経訴法」という。）および新民訴法（2002年11月14日公布、2003年2月1日施行）の制定による監督審手続の改革<sup>34)</sup>を「歓迎」し、とくに刑事事件および経済事件の新しい監督審については、「多くの参加者」が、これらは人権条約に定める「法的安定性の原則」の要請に応えるものとなっていると述べたということである。ここでは、その根拠となるものとして、とくに次のような新しい規定があげられている。元被告人の不利益となる監督審への再審の申立てを禁止した新刑訴法第405条の規定、監督審であるロシア最高仲裁裁判所幹部会が事件を受審してから3ヵ月以内に審理することを定めた新経訴法第303条第2項の規定、監督審手続による確定判決の変更または取消しの事由を限定した新経訴訟第304条の規定等。

しかし、民事事件の新しい監督審手続については、人権条約の観点から「多くの疑念」が語られたということである。ここでは、新民訴法において、監督審への再審の申立期間が1年の長きにわたっていること（第376条第2項）、監督審の審理期間が定められていないこと、監督審への再審の申立事由とされる「実体法または手続法の重大な違反」という文言が余りにも一般的・抽象的であること（第387条）、そして、ロシア最高裁判所だけでなく、共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の各幹部会にも監督審の裁判権があたえられていること（第377条）がその理由としてあげられている。「監督審への再審の申立期間および申立事由を徐々に制限していくこと」は、人権条約に定める「法的安定性の原則」のあらたな侵害を防止するための方法であるが、

---

34) 新民訴法による監督審手続の改革については、杉浦・前掲注(7) 396-412頁を参照。新刑訴法による監督審手続の改革については、さしあたり、杉浦・前掲注(5) 189-193頁を参照。



その他の方法も探究していく必要があるとされた。

さらに、民事事件の監督審手続の改革の成否は、「第一審および破棄審〔第二審〕の裁判所の判決の質」を高める措置が同時に取られるかどうかにかかっているということである。言い換えれば、これらの裁判所に、その職務を遂行するのに必要な手立て（例えば、下級裁判所の裁判官の研修の機会）を十分にあたえれば、「誤判」を正す監督審の必要性を減らすことができるということである。実効的な法制度では、「誤判」は、おもに「通常の控訴手続および破棄手続」により正すことができるし、また正さなければならないとされた。

この共同セミナーでの討議の結果は、その後、監督審手続のさらなる改革を促すため、ロシアの当該機関に送られるとともに、閣僚委員会にも伝えられることになったが、ここで留意しておくべき点は、その時点で、民訴法の領域においても、監督審制度の否定とその廃止の方向ではなく、その存在の肯定とその改革の方向で共同セミナーでの議論がまとめられたことである。ロシアの民事監督審制度に対するこのようなアプローチは、次に検討する閣僚委員会中間決議に反映することになる。

## (2) ヨーロッパ評議会閣僚委員会の2006年2月8日付の中間決議

この中間決議の正式名称は、「ロシア連邦の民事訴訟における監督審手続による『法的安定性の原則』の侵害の問題について—実施済みの一般的措置と懸案事項—」<sup>35)</sup>である。「懸案事項」とは、言うまでもなく、人権裁判所のリャビッツ対ロシア事件およびヴォルコヴァ対ロシア事件の両判決が指摘した民事事件の監督審手続の問題点で、新民訴法による監督審制度の改革によっても、いまだ解決されていないものをさす。閣僚委員会は、この二つの人権裁判所判決の執行の監視に関する中間決議を採択するにあたり、ロシア政府が閣僚委員会に提出した報告書<sup>36)</sup>を検討している。そこで、まず、このロシア政府の報告書を見ておくことに

35) この閣僚委員会中間決議については、次の URL を参照。 [https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=ResDH\(2006\)1&Language=lanEnglish&Ver=original&Site=CM&BackColorInternet=C3C3C3&BackColorIntranet=EDB021&BackColorLogged=F5D383](https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=ResDH(2006)1&Language=lanEnglish&Ver=original&Site=CM&BackColorInternet=C3C3C3&BackColorIntranet=EDB021&BackColorLogged=F5D383)

36) ロシア政府の報告書についても、同上の URL を参照。

したい。

### ①ロシア政府の報告書

この報告書は、「実施済みの措置」「予想されるさらなる改革」および「あるべきアクション・プラン」からなっている。

最初は、「実施済みの措置」についてである。報告書によると、ロシア政府は、ア・イ・リャビツフの申立てと類似の申立てが立て続けに人権裁判所で受理されていることを同裁判所から知らされていたので、リャビツフ対ロシア事件に関する人権裁判所の判決で明らかにされた「構造的問題」（傍点－引用者）については十分承知していた。だからこそ、人権裁判所がリャビツフ対ロシア事件の判決を言い渡す6ヵ月前に、民事事件の監督審手続を新民訴法によって「抜本的に」変えたのである。ここで、新民訴法によるおもな変更点として、次の二つがあげられる。その一つは、監督審への再審の申立権が「訴訟当事者および当該判決により法益を侵害された人」に限定されてあたえられた点である（第376条第1項）。もう一つは、監督審への再審の申立期間が1年に限定された点である（第376条第2項）。ロシア政府は、これらの新しい規定により、今後は、リャビツフ対ロシア事件の判決等が旧民事監督審制度について批判した「法的安定性の原則」の侵害を防止することができる考えたのである。

さらに、報告書によると、ロシアの当局は、リャビツフ対ロシア事件の判決のロシア語訳を『ロシア法雑誌』〔ロシア連邦政府付置法令・比較法学研究所の紀要〕に掲載し、これをロシアの裁判所その他の関係機関にきちんと送付している。当該判決は、ロシアの一連の法律雑誌やインターネットでも公表されたので、関係機関や一般の人びともこれを容易に利用することができるようになった。

報告書は、また、ロシア憲法裁判所が、2005年4月12日付の決定（№113-O）<sup>37)</sup>において、行政的違法行為法典に定める監督審手続における「武

---

37) Определение Конституционного Суда РФ от 12 апреля 2005 г. № 113-О“По жалобе гражданина Маслова Александра Ивановича на нарушение его конституционных прав частями 1, 2 и 3 статьи 30.11 Кодекса Российской Федерации об административных правонарушениях”. (<http://ksportal.garant.ru:8081/SESSION/PILOT/main.htm>)

器の不平等」、すなわち当事者の不平等を批判する際、リャビッフ対ロシア事件の判決を考慮したという。そして、この決定は、民事事件の監督審手続に関するものではないが、憲法裁判所が「他の領域での類似の新しい人権条約違反を引き続き防止しようとしていること」を示しているとして、この憲法裁判所の取組も「実施済みの措置」の一つとして紹介している。

次は、「予想されるさらなる改革」についてである。報告書によると、ロシアの当局は、新民訴法は監督審手続を人権条約が求める「法的安定性の原則」に「はるかに応えるものになっている」と考える。しかし、同時に、新民訴法の制定により「すべての問題」が解決されたとは言えないということ、また、「法的安定性の原則」のあらたな類似の侵害を防止するのに「実施済みの措置」で十分であるかどうかについては、やはり「疑問が残る」ということも、当局は認める。したがって、ロシアの当局は、監督審手続の改革の継続を求める閣僚委員会の提案を真摯に検討し、さらなる必要な改革を推進していくつもりである。

報告書では、これを受けて、ロシアの当局が、上記の共同セミナーでの議論のまとめを踏まえて、次のような改革の方向性を受け入れたことが明らかにされる。それは、民事事件の監督審手続の改革の成否は、「第一審および第二審の裁判所の判決の質」を改善する措置が同時に取られるか否かにかかっているということ、実効的な裁判制度では、「誤りや欠陥」は、その判決が確定する前に、「通常の控訴手続および（または）破棄手続」により正さなければならないということ、したがって、「改革のおもな目標の一つ」は、判決が確定した後の監督審による「誤判」の是正の必要性が減るように、第一審および第二審の裁判所にその職務を遂行するのに必要な権限および資金を十分にあたえるということである。

最後に、ロシアの当局は、人権条約の要請および人権裁判所の判決に完全に適合させるため、ロシアの監督審手続の改革をさらに進め、そのためのアクション・プランを1年以内に提出することを閣僚委員会に約束した。閣僚委員会は、この報告書を受けて、2006年2月8日に開かれた会議で、次に検討する中間決議を採択することになる。

## ②閣僚委員会の中間決議

閣僚委員会は、ロシア政府から出された上記の報告書を検討し、ロシアの民事訴訟における監督審手続の改革について、次のように評価する。

中間決議によると、閣僚委員会は、新民訴法による民事監督審制度の改革、すなわち、すでに見た新民訴法による二つの変更点を「歓迎」しながらも、新民訴法に定める監督審手続が人権条約の求める法的安定性のあらたな侵害を防止することができるのかについては、やはり「疑問が残る」という。新しい監督審手続は、依然として、確定判決に対する当事者の正当な信頼を失わせており、監督審への申立ての後は、その不安定さが際限なく続くかもしれないとする。

ところが、ロシアの当局と「ロシアの法律学界のかなりの部分」は、監督審手続について、これが地方および連邦構成主体のレベルで言い渡された判決における「非常に多くの重大な誤りや欠陥」を取り除くための「たった一つの現実的かつ利用可能な道具」(傍点-引用者)となっているため、この手続を「当分の間」存続させる必要があると考えている。閣僚委員会は、この点については、ある程度理解を示しながらも、連邦構成主体レベルで、「同じ裁判所が同じ事件について順番に破棄審、監督審として裁判をするという事実」にはとくに「懸念」を抱き、「下級裁判所の判決のあらゆる欠陥」を是正する権限は、連邦構成主体レベルの破棄審の裁判所にあたえるべきであり、それに続く監督審への申立ては、「仮に必要だとしても、本当に例外的なものとなる」ようにしなければならないとした。民事事件の監督審手続による確定判決の変更は、「例外的な場合」に限り、なされるべきであるとされたのである。

これと同時に、閣僚委員会は、「裁判所の構造 (the court structure)」を改善し、かつ、「裁判の質」を高めることによって、現在、監督審手続により行われている「誤判」の是正の必要性を減らさなければならないとした。

このように評価を述べた後、閣僚委員会は、ロシアの当局に対し、次のような勧告をする。

第一は、人権条約に定める「法的安定性の原則」(人権裁判所の判決で解釈されているものを含む。)が完全に尊重されるようにするため、優先して民事訴訟手続の改革を進めること。

第二は、この改革により、判決が確定する前に「通常の控訴手続および（または）破棄手続」で「誤判」が正されることを保障すること、関係裁判所にその職務を遂行するのに必要な資金および権限を十分にあたえること。

最後は、「全面的な改革」が実行されるまでの間、あらたな類似の人権条約違反のリスクをできる限り避けるための「暫定措置」を講じること。中間決議では、とくに次のことが引き続きロシアの当局に求められたが、これらがまさに「暫定措置」そのものであったと言えよう。

- (1) 監督審への再審の申立期間をより限定し、かつ、申立事由を「もっとも重大な法律違反だけ」に限定することにより、監督審手続の運用を徐々に制限すること。
- (2) 監督審手続で「当事者主義の原則、武器の平等など、公正な裁判に必要なもの」が尊重されるようにすること。
- (3) 現行の監督審手続を簡易にし、手続をより迅速なものにすること。
- (4) 同一の事件で監督審への再審の申立てを繰り返し行うことができる回数をできる限り制限すること。
- (5) 監督審への申立権の行使の乱用にあたるささいな申立てであって、「下級裁判所がその権限の範囲内で法律にしたがって行った判断への不同意」を理由に行われる「見せかけの申立て」のようなものをやめさせること。
- (6) 判決が確定する前に「誤判」を確実に正すため、現在、利用できる「破棄申立て」〔上訴の一種〕を当事者にできる限り使わせる措置を講じること。

閣僚委員会は、ロシアの当局に対し、この中間決議をロシアの政府機関、議会および裁判所に普及させること、また「法的安定性の原則」のあらたな侵害を防止するのに必要な一般的措置を講じるためのアクション・プランを1年以内に提出することを求めた。それと同時に、閣僚委員会は、人権裁判所のリャビツフ対ロシア事件およびヴォルコヴァ対ロシア事件の両判決の執行の監視との関連で、2007年の上半期にこの問題の検討を再開することを決定した。

しかし、閣僚委員会によるリャビツフ対ロシア事件の判決をはじめとする類似の事件の判決の執行の監視は、これまでの閣僚委員会内部の閣

僚代理会合の会議において、新民訴法およびその一部改正法（2007年12月4日公布）<sup>38)</sup>による監督審手続の改革が検討の対象とされ、一定の評価を受けながらも、閣僚委員会がその最終評価をいまだあたえていないこと<sup>39)</sup>を考えると、今なお続いていると思われる。暫定的であるにせ

38) この新民訴法の一部改正法については、さしあたり、杉浦・前掲注(7)431-434頁およびこの一部改正法についての提案説明書(ПОЯСНИТЕЛЬНАЯ ЗАПИСКА к проекту федерального закона «О внесении изменений и дополнений в Гражданский процессуальный кодекс Российской Федерации» ([http://asozd2.duma.gov.ru/arhiv/a\\_dz\\_4.nsf/ByID/024CEDBAA780F8C0C325728100507C37/\\$File/393115я.rtf?OpenElement](http://asozd2.duma.gov.ru/arhiv/a_dz_4.nsf/ByID/024CEDBAA780F8C0C325728100507C37/$File/393115я.rtf?OpenElement)))を参照。

39) ロシアの新民訴法およびその一部改正法による監督審手続の改革の進捗状況を検討した閣僚代理会合の会議のうち、その内容上注目すべきと思われるものについて、以下に、その主要な点だけを簡単に紹介しておくことにしよう。

第一は、第997回会議(2007年6月5-6日開催)である。この会議では、人権裁判所がすでに対ロシア事件の判決の中で指摘していた問題点、すなわち、新民訴法に定める監督審制度の以下のような問題点が指摘された。(1)監督審付審判手続で監督審への再審の申立てを棄却した監督審裁判所の担当裁判官の決定をくつがえす権限が当該監督審裁判所の長にあたえられており、しかも、その権限行使に対する時間的制約がない点、(2)訴訟当事者が監督審への再審の申立てをする前に、通常の上訴手続を取ることが必要とされていない点。それと同時に、会議では、2007年2月5日付の憲法裁判所判決を受けて、ロシア最高裁判所が新民訴法の一部改正法案(後述のとおり、この一部改正法は、2007年11月14日に制定され、同年12月4日に公布された。)を準備したことが積極的に評価された(CM/Del/OJ/DH(2007)997 Section 4.2 PUBLIC 11 July 2007)。

第二は、第1007回会議(2007年10月15-17日開催)である。この会議では、新民訴法の上記の一部改正法案に対し、閣僚委員会事務局から以下のようなコメントおよび提案がなされた。(1)監督審への再審の申立ての前に、すべての上訴手続を使い尽くすことを求めること、とくに禁反言の原則をとおして上訴手続の実効性を高めること、(2)タイム・リミットを確実なものにするため、監督審の数を減らすこと、(3)受理可能性(admissibility)を判断する実効的なメカニズムの枠組において、監督審への再審の申立ての適切なスクリーニングを確実にするため、州裁判所等とロシア最高裁判所との間で権限の再配分をするなど(CM/Del/OJ/DH(2007)1007 Section 4.3 PUBLIC 13 November 2007)。

第三は、第1043回会議(2008年12月2-4日開催)である。この会議では、「監督審手続の第二の改革」として、新民訴法の上記の一部改正による監督審手続のおもな変更点が以下のとおり紹介された。(1)監督審への再審の申立期間を6ヵ月に短縮したこと(第376条第2項)、(2)監督審への再審の申立ての前に、通常の上訴手続を使用し尽くすこと(同上)、(3)監督審の数を制限したこと、(4)ロシア最高裁判所長官および同副長官の最高裁判所幹部会への再審の申立権について、利害関係者または検察官の申立て(その期間は6ヵ月)があったときに限り、これを認めること、(5)監督審への申立事由を限定したこと(第387条)、(6)監督審への申立期間の追完についての裁判官の裁量権を制限したこと(第380条の削除)。さらに、この会議では、ロシア最高裁判所が、2008年2月12日に、この一部改正法を補完するものとして、総会決定「監督審裁判所における民事訴訟法典の規定の適用について」を出すとともに、2008年6月24-26日に、通常の上訴手続の実効性を高め、監督審への再審の申立てを減らすため、三つの総会決定(「民事事件の審理のための準備について」(Бюллетень Верховного Суда Российской Федерации. 2008. № 9. С. 2-8)、「破棄審手続に関す

る民事訴訟法典の規定の適用について」(Бюллетень Верховного Суда Российской Федерации. 2008. № 9. С. 8-12)、「第一審裁判所での事件の審判にあたっての民事訴訟法典の規定の適用について」(Бюллетень Верховного Суда Российской Федерации. 2008. № 10. С. 1-5))を採択したことにも積極的な評価がなされた(CM/Del/OJ/DH (2008) 1043 Section 4.3 PUBLIC 9 January 2009)。

第四は、第 1051 回会議(2009 年 3 月 17-19 日開催)である。この会議では、次のことが確認された。(1)閣僚委員会は、第 1043 回会議で、人権裁判所の判例法にしたがい、かつ、事務局との密接な協力のもとで行ってきたロシア最高裁判所の多大な作業の結果であるこれまでの監督審手続の改革に満足の意を表したこと。(2)しかし、その改革の重要性およびその実践での予想される多様な影響からすると、民事事件の監督審手続が人権条約の要請に適合しているかどうかについての最終評価は、新民訴法の一部改正法の新しい規定および最高裁判所のガイドラインがどのように実施されるかに大きく依存していること。また、会議では、関連するロシア国内の裁判例については、その情報を待っているところであり、また、第 1043 回会議の決定にしたがって、閣僚委員会事務局は、2009 年 6 月の第 1059 回会議で採択するため、ロシアの当局と協議しながら、中間決議案を準備しているということも明らかにされた(CM/Del/OJ/DH (2009) 1051 Section 4.3 PUBLIC 2 April 2009)。

第五は、第 1078 回会議(2010 年 3 月 2-4 日開催)である。この会議では、「監督審手続の第三の改革」にかかわってロシアの当局が提出した情報(国内の裁判例、通常裁判所法案等)等に対し、次のような所見が述べられた。それによると、これらの情報は、現在、閣僚委員会事務局で分析されつつある。人権裁判所が、最近の決定(2009 年 11 月 5 日付のマルティニェツ対ロシア事件の決定)で、2007 年に改められたような監督審は、最近の改革によって明白な変更がなされたにもかかわらず、やはり人権条約に適合的なものとみなすことはできないとしたため、閣僚委員会事務局は、ロシアの当局が今日実行しつつある改革を歓迎する。ロシアの当局には、人権裁判所の判断を考慮に入れ、現在の改革が人権条約の要請に完全に応えるものとなるようにすることが求められている。この点について、ロシアの当局は、人権裁判所の 2009 年 6 月 25 日付のコヴァリョーヴァ他対ロシア事件の決定(Kovaleva and Others v. Russia (Application no. 6025/09), Decision, 25 June 2009)および同日付の有限会社リンク・オイル・SPB 対ロシア事件の決定(OOO Link Oil SPB v. Russia (Application no. 42600/05), Decision, 25 June 2009)に関心を向けている。人権裁判所は、これらの決定の中で、新経訴法に定める現在の監督審手続は人権条約に定める「法的安定性の原則」に適合するとした。なぜならば、これらの事件で仲裁裁判所(経済裁判所)が下した確定判決は、いつまでも異議を唱えられることがなく、ただ一度、当事者である被告の中立てと限定された理由にもとづき、かつ、明確に限られた時間の枠内で最終審(a supreme judicial instance)[最高仲裁裁判所]に異議を唱えられただけであるからである(詳細については、2007 年 3 月 29 日言渡し、同年 6 月 29 日確定のアルシンチコヴァ対ロシア事件の判決(Arshinchikova v. Russia (Application no. 73043/01), Judgment, 29 March 2007)を参照)。「監督審手続の第三の改革」が人権条約の要請に応えるものとなるために取られた措置については、その情報を待っているところである(CM/Del/OJ/DH (2010) 1078 Section 4.3 PUBLIC 18 March 2010)。なお、第 1100 回会議(2010 年 11 月 30 日-12 月 2 日開催)でも、同じことが確認されている(CM/Del/OJ/DH (2010) 1100 Section 4.3 PUBLIC 17 December 2010)。

これ以降、閣僚代理会合の会議において、人権裁判所のリャビツフ対ロシア事件の判決をはじめとする類似の事件の判決の執行の監視との関連で、ロシアの民事監督審制度の改革の問題が本格的に議論された様子は見受けられない。ただ、第 1120 回会議(2012 年 9 月)、第 1128 回会議(2011 年 11-12 月)、第

よ、民事監督審制度の存在を認めるということであれば、それらの判決の執行の監視の問題は、人権条約に適合的なあるべき民事監督審制度とはどのようなものかという問題を追究することにほかならないからである。

そこで、今度は、新しい各訴訟法に定める監督審制度に対する人権裁判所の評価を見ることにしたい。

### 3 ロシアの新監督審制度に対するヨーロッパ人権裁判所の評価

#### (1) ベルジェニシヴィーリ対ロシア事件に関する決定(2004年1月29日言渡し)

この決定<sup>40)</sup>は、新刑訴法に定める監督審制度に対し、人権裁判所がはじめて評価をあたえ、しかも、すでに検討した2005年2月の共同セミナーであたえられた肯定的評価とは異なり、その否定的な側面を指摘したものである。ここでこの決定を取り上げるのは、まさにこの理由からである。

#### ①事実の概要

決定文によると、申立人レヴァン・ヴァレリエヴィッチ・ベルジェニシヴィーリは、ロシア国籍を有するグルジア人である。彼は、ロシア国籍を有するロシア人である他の二人とともに、殺人罪で起訴された。2002年6月21日、モスクワ市裁判所は、被告人三人に有罪判決を言い渡したが、申立人には自由剥奪7年、他の被告人にはそれぞれ自由剥奪3年6ヵ月と4年の刑が言い渡された。

同年7月16日、申立人は、第一審の判決についてロシア最高裁判所

---

1136 回会議 (2012 年 3 月)、第 1144 回会議 (2012 年 6 月)、第 1150 回会議 (2012 年 9 月)、第 1157 回会議 (2012 年 12 月)、第 1164 回会議 (2013 年 3 月) に作業文書 (a working document) として、監督審手続により確定判決が取り消された民事事件で、人権裁判所に救済の申立てがなされたものについてのその判決の一覧表 (リャビップ対ロシア事件の判決をはじめとする一覧表) が配布されている。ちなみに、第 1164 回会議には、91 件 (申立番号、事件名、判決言渡日、判決確定日) が記載されている一覧表が配布された。

40) *Berdzenishvili v. Russia* (Application no. 31697/03), Decision, 29 January 2004.



に破棄申立てをした。ロシア最高裁判所は、同年9月18日、原判決自体は支持したが、その際に、刑務所では申立人をより厳格でない処遇で服役させるべきであるとした。

翌2003年3月12日、申立人は、第一審裁判所が犯行時での彼の精神的苦痛や一連のその他の酌量すべき情状を考慮しなかったため、判決は公平ではなかったとして、監督審であるロシア最高裁判所幹部会に再審の申立てをした。ロシア最高裁判所の担当裁判官は、同年6月10日、この申立てを棄却した。そこで、同年9月17日、申立人は、モスクワ市裁判所が所属民族により自分を差別し、他の被告人よりも厳しい判決を言い渡したとして、「差別の禁止」を規定している人権条約第14条違反を理由に、人権裁判所に救済を申し立てた。

以上が決定で認定された本件の事実の概要である。

## ②決定の内容

人権裁判所は、まず、人権条約第35条第1項に規定する人権裁判所への申立ての二つの受理要件、すなわち申立ては、「国内の救済手段」がすべて使われた後に行われ、かつ、国内で「最終的な決定」がなされた日から「6ヵ月以内」に行われる必要があることについて説明した後、本件の申立てについて、次のように述べる。人権裁判所への申立ては、2003年9月17日に行われた。それは、監督審への再審の申立ての棄却決定が出された日を起算日とすると、6ヵ月以内のことであり、他方、第一審裁判所の判決を支持したロシア最高裁判所の判決が確定した日を起算日とすると、6ヵ月を超えて行われたことになる。監督審を人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」と考え、申立期間6ヵ月の起算日を監督審への再審の申立ての棄却決定が出された日とするならば、人権裁判所は、本件の申立てを取り扱うことができるということになる。

ここで、人権裁判所は、すべての事件において、個別具体的な事実に照らしながら、特定の救済手段が「実効的かつ十分な救済の機会」を提供することができるかどうかについて判断し、提供することができないとした場合には、申立期間6ヵ月の起算の際にそれを考慮しないことができるとし、さらに、先に検討したトゥミローヴィッチ対ロシア事件の決定など、「再審理の申立て（an application for retrial）または類似の非

常救済手段」を原則として人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」と考えることはできないという「多くの判例法」に言及する。

このあと、人権裁判所は、新刑訴法に定める監督審制度について、次のように述べる。新刑訴法によると、判決が確定した後は、監督審への再審の申立ては、いつでも行うことができ、監督審である州裁判所幹部会により再審の申立てが棄却されても、さらにロシア最高裁判所にその申立てをすることができる（第403条）。また同法第406条第4項によると、監督審裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で再審の申立てを棄却しても、当該監督審裁判所の長は、その棄却決定をいつでも取り消すことができる。

このように述べた後、人権裁判所は、新刑訴法に定める監督審手続を「使い尽くすべき救済手段」とみなすならば、それによって生じる「不安定さ（uncertainty）」が「6ヵ月ルール」を無意味なものにすると考え、監督審への再審の申立人が元被告人であっても、その申立てを人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」とはとらえなかったのである。本件で「最終的な決定」とされたのは、破棄審裁判所の判決、すなわち2002年9月18日付のロシア最高裁判所判決であり、これを前提とすると、申立人による人権裁判所への救済の申立て（2003年9月17日）は、申立期間（6ヵ月）後に行われたことになり、そのため、当該申立ては、人権条約第35条第1項および第4項により、受理されず、却下されたのである。

### ③新刑事監督審制度に対する評価

人権裁判所によると、新刑訴法に定める監督審制度も、「法的安定性の原則」を侵害するおそれがあり、人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」にはあたらない。それは、新刑訴法が、第一に、確定判決についていつでも監督審への再審の申立てをすることを認めており<sup>41)</sup>、第二

41) これは、不利益変更の禁止を前提としたものである。しかし、ロシア憲法裁判所は、2005年5月11日付の判決（Постановление Конституционного Суда Российской Федерации от 11 мая 2005 года № 5-П “По делу о проверке конституционности статьи 405 Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации в связи с запросом Курганского областного суда, жалобами Уполномоченного по правам человека в Российской Федерации, производственно-технического кооператива “Содействие”, общества с

に、監督審である州裁判所幹部会により再審の申立てが棄却されても、さらにロシア最高裁判所にその申立てをすることを再審の申立人に認めているからである。ここでは、監督審裁判所が複数存在し、しかも、長期にわたって監督審の裁判が繰り返されること、すなわち、新刑訴法による監督審裁判の反復性の承認が問題とされたのである。そして第三に、監督審裁判所である州裁判所およびロシア最高裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で再審の申立てを棄却しても、当該監督審裁判所の長が、何ら時間的な制約を受けずに、その棄却決定を取り消すことも認めているからである。

このように、人権裁判所は、刑事監督審制度そのものは肯定しながらも、新刑訴法が、訴訟当事者であった元被告人に監督審への再審の申立権をあたえても、「法的安定性の原則」を侵害するおそれがあるとして、同法に定める監督審制度の否定的な側面を指摘したのである。

## (2) デニーソフ対ロシア事件に関する決定（2004年5月6日言渡し）

この決定<sup>42)</sup>は、新民訴法に定める監督審制度に対し、人権裁判所がはじめて評価をあたえたものであり、その後、リャビツフ対ロシア事件の判決と同じように、類似の対ロシア事件で先例の一つとなったものである。その意味で、ここで取り上げなければならない人権裁判所の裁判の一つであると言えよう。

---

ограниченной ответственностью “Карелия” и ряда граждан” // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2005. № 4. С. 3-16) で、不利益変更の原則を規定していた新刑訴法第405条を、当事者対等の原則や犯罪被害者の権利を不当に制限しているとして憲法違反と断じ、その不利益変更の禁止の例外（例えば、監督審手続による無罪判決等の破棄）を認めた。その場合の申立期間は、裁判の確定した日から1年以内とされた。これは旧刑訴法第373条の「復活」である。この判決を受けて、ロシア議会は、2009年3月14日公布・施行の法律で新刑訴法第405条を改正した（Собрание законодательство Российской Федерации. 2009. № 11. Ст. 1268）が、その後、監督審手続による無罪判決の取消しなど、監督審手続による不利益変更の裁判を人権条約第6条第1項違反として、ロシアから人権裁判所に救済の申立てをした者がいるのかどうかは明らかでない。なお、ロシア憲法裁判所の上記の判決については、別稿「ロシア連邦における裁判統制と刑事監督審制度」で検討する。

42) Denisov v. Russia (Application no. 33408/03), Decision, 6 May 2004.

### ①事実の概要

決定文によると、申立人アナトーリー・アレクサンドロウ・ヴィッチ・デニーソフは、2002年8月20日、自分が居住する家屋の必要な維持管理がなされていないとして、ガッチナ市当局を相手取って提訴した。同年9月30日、ガッチナ市裁判所は、申立人が手数料を支払っていないことを理由に、その訴えを却下した。申立人は、この決定について、レニングラード州裁判所に破棄申立てをし、同裁判所は、同年11月13日に、却下理由が不十分であるとして、ガッチナ市裁判所の決定を取り消し、事件を原審に差し戻した。

ガッチナ市裁判所は、同年11月20日、あらためて申立人の訴えを却下し、手数料の支払いを求めた。申立人は、この決定についても、レニングラード州裁判所に破棄申立てをしたが、同年12月25日、同裁判所は、11月20日付の原審の却下決定を支持し、申立人の破棄申立てを棄却した。

日付は記載されていないが、その後、申立人は、その却下決定について、監督審に再審の申立てをした。監督審裁判所であるレニングラード州裁判所の担当裁判官は、翌2003年4月11日に、その申立てを棄却し、同年9月10日には、同裁判所長代行も、同年4月11日付の決定を含む一連の決定を支持した。そこで、申立人は、同年10月8日、人権条約第6条第1項を援用しながら、国内裁判所が法外な手数料の支払いを要求したことにより、裁判へのアクセスが恣意的に妨害されたとして、人権裁判所に救済の申立てをした。

以上が決定で認定された本件の事実の概要である。

### ②決定の内容

人権裁判所は、すでに検討したベルジェニシヴィーリ対ロシア事件の決定と同じように、まず、人権条約第35条第1項に規定する人権裁判所への申立ての二つの受理要件について説明する。その後、本件の申立てを受理すべきか否かの問題、具体的に言えば、新民訴法に定める監督審制度が人権条約第35条第1項に規定する「国内の救済手段」、すなわち「実効的な救済手段」であるのかどうかについて、次のように述べる。新民訴法第376条第2項は、監督審への再審の申立期間を1年と規定し、

監督審手続が取られたときは、その手続は、監督審裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で当該事件の一件記録を請求しないこと、またはその一件記録を監督審裁判所に引き渡さないことを決定した時に終了する。しかし、同法第 381 条第 6 項および第 383 条第 2 項は、監督審裁判所の長、すなわち共和国最高裁判所長官、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の長ならびにロシア最高裁判所長官、さらには同副長官に担当裁判官の決定をくつがえす権限をあたえており、しかも、その権限の行使に何ら時間的制約を設けていない。

また、決定文によると、監督審である共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の各幹部会が監督審への再審の申立てを棄却したとき、これらの監督審裁判所に再審の申立てをした者は、同法第 377 条第 2 項により、上級審のロシア最高裁判所民事裁判部に申立てをすることができ、この申立てが再度棄却されたときは、同法第 377 条第 3 項により、さらにロシア最高裁判所幹部会に申立てをすることができる。

人権裁判所によると、また、ロシア最高裁判所長官および同副長官は、同法第 389 条により、監督審であるロシア最高裁判所幹部会に事件の再審の申立てをすることができ、しかも、その権限の行使は、時間的制約を受けない。

このように述べた後、人権裁判所は、新民訴法に定める監督審手続は、一度はじまると、「いつまでも続く場合がある」とし、その監督審手続を人権条約第 35 条第 1 項に規定する「使い尽くさなければならぬ救済手段」とみなすならば、それによって生じる「不安定さ」が「6 ヶ月ルール」を無意味なものにすると考え、監督審への再審の申立てを人権条約第 35 条第 1 項の規定が意味する「実効的な救済手段」とはとらえなかったのである。本件で「最終的な決定」とされたのは、破棄審裁判所の判決、すなわち、2002 年 12 月 25 日付のレニングラード州裁判所判決である。これを前提とすると、申立人による人権裁判所への救済の申立て（2003 年 10 月 8 日）は、申立期間（6 ヶ月）の経過後に行われたことになり、そのため、当該申立ては、人権条約第 35 条第 1 項および第 4 項により、受理されず、却下されたのである。

### ③新民事監督審制度に対する評価

以上のように、人権裁判所は、新民訴法に定める監督審制度も、法的不安定さをもたらすおそれがあり、人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」にはあたらないとした。それは、新民訴法が、第一に、時間的制約をいっさい設けずに、ロシア最高裁判所長官をはじめとする監督審裁判所の長およびロシア最高裁判所副長官に担当裁判官の上記の棄却決定を取り消す権限をあたえており、第二に、監督審である共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の各幹部会が再審の申立てを棄却しても、上級審であるロシア最高裁判所民事裁判部にその申立てをし、その申立てが再び棄却されても、さらにロシア最高裁判所幹部会に再審の申立てをすることを再審の申立人に認めているからである。新刑事監督審制度と同じように、新民訴法による監督審裁判の反復性の承認が問題とされたのである。そして第三に、ロシア最高裁判所長官および同副長官が、時間的制約を受けずに、監督審であるロシア最高裁判所幹部会に事件の再審の申立てをすることも認めているからである。

このように、人権裁判所は、新民訴法が、訴訟当事者に監督審への再審の申立権をあたえ、しかも、その申立期間を1年に限定しても、「法的安定性の原則」を侵害するおそれがあるとして、同法に定める監督審制度に対しても否定的な見解を述べたのである。

この決定は、その後、プリシージュニコヴァおよびドルガポロフ対ロシア事件の判決（2006年9月28日言渡し、同年12月28日確定）<sup>43)</sup>、さらに次に検討するソベリン他対ロシア事件の判決、マルティニェツ対ロシア事件の決定等で援用されることになる。

### (3) ソベリン他対ロシア事件に関する判決（2007年5月3日言渡し、同年8月3日確定）

この判決<sup>44)</sup>は、新民訴法に定める監督審制度の人権条約適合性に関す

---

43) Prisyazhnikova and Dolgoplov v. Russia (Application no. 24247/04), Judgment, 28 September 2006.

44) Sobelin and Others v. Russia (Application no. 30672/03, 30673/03, 30678/03, 30682/03, 30692/03, 30707/03, 30713/03, 30734/03, 30736/03, 30779/03, 32080/03 and 34952/03), Judgment, 3 May 2007.

人権裁判所の代表的な判決の一つである。これは、新民事監督審制度に対する評価を比較的くわしく述べており、人権裁判所が新民事監督審制度に対しどのような評価をあたえたのかを知るのには有益な判決であると言えよう。

### ①事実の概要

判決文によると、申立人ら（12人）は、ロストフ州バタイスク市在住のロシア市民で、1986年のチェルノブイリ原子力発電所の大惨事の復旧作業に従事し、その結果、大量の放射線を浴びたものである。彼らは、障害者に認定され、毎月、国から年金と特別食料手当を支給され、年金等については、年に一度、最低生活費の額にしたがって調整されることになっていた（第8節および第9節）。

だが、2001年のある時点から、住民生活保障機関は、年金等を定期的に増額することをやめ、申立人らが期待する額より少ない定額（月額2,800ルーブル）で年金等を支給することにした。そこで、申立人らは、地方の住民生活保障管理局を相手取って、その措置は違法であり、最低生活費の増加に準じてこの間の年金および特別食料手当を増額することを求める訴えを提起した（第10節）。

2003年1月21日、バタイスク市裁判所は、被告である住民生活保障管理局に対し、申立人〔原告〕の一人であるヴァシレンコに支払われるべき年金および特別食料手当の増額を命じる判決を言い渡した。同裁判所は、支払われるべき額の再計算の際に、ロストフ州における最低生活費の増加を反映し、州統計委員会が提供した資料にもとづいた係数1.92を既定額に乗じた。その結果、ヴァシレンコが受け取る年金等は、月額で5,376ルーブルとなった。翌22日、同裁判所は、他の申立人ら〔原告〕の訴えについても、被告に対し年金等の増額を命じる類似の判決を言い渡した（第11節および第12節）。

これに対し、被告は、とくに第一審裁判所が係数1.92に乗じたことに異議を唱え、ロストフ州裁判所に破棄申立てをした。同年4月16日、同裁判所は、1月21日および22日付の両判決を支持して、住民生活保障管理局の破棄申立てを棄却した。これにより、両判決は確定した（第13節および第14節）。

被告であった住民生活保障管理局は、同年5月13日、上記の1月21日および22日付の両判決の取消しを求めて、監督審に再審の申立てをした。しかし、監督審裁判所であるロストフ州裁判所の担当裁判官は、同年6月30日、その申立てを棄却した（第17節および第19節）。

そこで、住民生活保障管理局は、同年7月14日、第一審裁判所の上記の両判決および6月30日付の担当裁判官の棄却決定について、ロストフ州裁判所長にあらためて監督審への再審の申立てを行った。住民生活保障管理局は、その申立ての中で、とくに、係数1.92はロストフ州の一つの市における生活費の増加を反映しているにすぎず、ロストフ州全体における生活費の増加を正しく反映している係数は1.25であると主張した。同年9月19日、ロストフ州裁判所長は、1月22日付の第一審裁判所の判決について、監督審による再審の開始を決定したが、そこには、6月30日付の担当裁判官の棄却決定をくつがえした理由についての説明はなかった。続いて同年10月24日には、1月21日付の第一審裁判所の判決についても、監督審による再審の開始が決定された（第20節ないし第24節）。

2003年11月4日、監督審であるロストフ州裁判所幹部会は、その再審理の日時および場所を申立人らに通知した。同月13日、同裁判所幹部会は、第一審および第二審（破棄審）の裁判所による係数1.92にもとづく最低生活費の額の算定の根拠が不十分であるなどとして、1月22日付の第一審裁判所の判決を取り消し、事件を第一審裁判所に差し戻した。同年12月4日には、1月21日付の第一審裁判所の判決も、同じ理由により取り消され、事件は、第一審裁判所に差し戻された（第25節ないし第27節）。

差戻審であるバタイスク市裁判所は、同年12月25日、申立人ヌージェドフ以外の申立人らの事件を審理し、障害年金については、2002年のそれは、係数1.25を、2003年のそれは、係数1.26をそれぞれ前年度の額に乗じたものにすべきであるとし、2002年の障害年金として、一人につき月額3,125ルーブルの支払いを住民生活保障管理局に命じた。2003年3月から12月までは、障害年金は、一人につき月額3,937ルーブル50コペイカ（ただし、申立人ヴェリーチコに対しては、1,732ルーブル50コペイカ）とされ、2004年以降は、その3,937ルーブル50カペ



イカ（ただし、申立人ヴェリーチコに対しては、1,732 ルーブル 50 コペイカ）にスライド制による調整額を加えた額が一人当たりの月額とされた。翌 2004 年 1 月 14 日、同裁判所は、申立人ヌージュドフの事件を審理し、その判決は、上記の前年 12 月 25 日付の判決と同じ内容のものであった。この両判決は、申立人らが破棄申立てをしなかったため、確定することになった（第 28 節ないし第 31 節）。

なお、申立人ソバーリンらが人権裁判所に救済の申立てをしたのは、申立人勝訴の判決が確定した日から 6 ヶ月以内の 2003 年 8 月 26 日から同年 9 月 9 日にかけてである。これらの申立ては、人権裁判所の上記の二つの決定等からすると、人権条約第 35 条第 1 項に規定する二つの受理要件を満たすため、人権裁判所により受理されることになる。

以上が判決で認定された本件の事実の概要である。

## ②判決の内容

本件の本案審理での争点は、次の 3 点であった。第一は、2003 年 1 月 21 日付および 22 日付の申立人勝訴の確定判決の監督審による取消しが人権条約第 6 条第 1 項の規定および第 1 議定書第 1 条（財産の保護）の規定に違反するかどうかという点である。第二は、上記の申立人勝訴の確定判決の不執行が人権条約第 6 条第 1 項の規定および第 1 議定書第 1 条の規定に違反するかどうかという点である。最後は、申立人らに人権条約第 41 条に規定する「公正な償い」をあたえるか否かという点である。ここでは、第一の争点のうち前半の部分に関する人権裁判所の判断だけを見ておくことにしたい。

人権裁判所は、まず、旧民事監督審制度を従来どおり批判した（第 53 節ないし第 55 節）後、「新しい〔監督審〕制度は、判決の安定性をより保証するものになっている」とするロシア政府の見解について、事件の事実に照らしながら、新しい民事監督審制度が人権条約第 6 条第 1 項に適合しているか否かを判断しなければならないとする（第 56 節）。

判決文によると、ロシア政府は、新民訴法で監督審への再審の申立期間（1 年）が設けられたことにより、「申立人らの権利」は十分確保されることになったという。しかし、人権裁判所は、ロシア政府のこの主張は支持することができないとして、すでに検討したデニーソフ対ロシ

ア事件の決定、さらにプリシージュニコヴァおよびドルガポロフ対ロシア事件の判決を援用しながら、次のように述べる。新民訴法は、監督審裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で監督審への再審の申立てを棄却した場合に、いかなる時間的制約も設けずに、その棄却決定をくつがえす権限を当該監督審裁判所の長にあたえており、そのことが民事事件で勝訴した当事者にその勝訴判決の不安定さをもたらすことになっている。だが、ロシア憲法裁判所が2007年2月5日付の判決<sup>45)</sup>でその権限行使を期間の設定により制限すべきであると判示したことには注目しなければならない。また、監督審裁判所の長がどのような理由でその棄却決定を取り消すことができるのかもあいまいである。人権裁判所は、すでに、プリシージュニコヴァおよびドルゴロフ対ロシア事件の判決で、監督審裁判所の長の権限はいっさい制限されておらず、その長には監督審による再審の開始決定の「自由な裁量 (an unfettered discretion)」が認められており、棄却決定の意見との相違だけでそれは十分であったと指摘した(第57節および第58節)。

このように、新民訴法に定める監督審制度の問題点を指摘し、「申立人らの権利」が不十分にしか確保されていないことを明らかにした後、人権裁判所は、申立人らの事件の事実について、次の点に注目する。第一は、監督審裁判所であるロストフ州裁判所の担当裁判官による監督審への再審の申立ての棄却決定とロストフ州裁判所長による再審の開始決定である。判決文によると、2003年6月30日、ロストフ州裁判所の担当裁判官は、監督審付審判手続で、申立人勝訴の確定判決の取消しを求める当該事件の元被告(住民生活保障管理局)による監督審への再審の申立てを審査し、その結果、当該申立てを棄却した。元被告は、この棄却決定を不服として、ロストフ州裁判所長に対し棄却決定および1月21日付および22日付の確定判決について異議を唱えた。同裁判所長は、同年9月19日、6月30日付の棄却決定を取り消し、事件を監督審であるロストフ州裁判所幹部会の審判に付した。ロストフ州裁判所長は、担当裁判官の6月30日付の棄却決定を取り消すにあたり、その理由については何も述べなかった。数週間後、ロストフ州裁判所幹部会は、1月

---

45) このロシア憲法裁判所の判決については、杉浦・前掲注(7)412-431頁を参照。

21日付の確定判決の審査を開始し、その結果、二つの申立人勝訴の確定判決は取り消されることになった（第59節）。

第二は、ロストフ州裁判所幹部会による1月21日付および22日付の確定判決の取消理由である。判決文によると、ロストフ州裁判所長、そして同裁判所幹部会が下級裁判所による証拠の評価および国内法の適用の方法に反対であったため、1月21日付および22日付の確定判決に異議が唱えられ、二つの確定判決は取り消されることになった。とくに、取消しのおもな理由は、申立人らの年金額を計算し直すに当たり、下級裁判所が「誤った乗数」を掛けたという事実である。人権裁判所は、「この瑕疵は、実体法および手続法の重大な違反にあたる」というロシア政府の主張を検討したが、「このような違反」が「〔確定判決の例外的な取消事由としての〕根本的瑕疵または重大でやむを得ない事情」（リャビッツ対ロシア事件の判決およびプラヴェードゥナヤ対ロシア事件の判決を参照。）にあたるとは思わない。この点に関連して、人権裁判所は、監督審裁判所であるロストフ州裁判所の担当裁判官が「そのような根本的瑕疵または特別の事情」の存在を認めなかったことに注目する（第60節）。

以上にもとづいて、人権裁判所は、監督審であるロストフ州裁判所幹部会が上記の理由で2003年1月21日付および22日付の申立人勝訴の確定判決を取り消したことにより、「法的安定性の原則」および申立人の「裁判所に対する権利」が侵害されたとして、人権条約第6条第1項違反を認定したのである（第61節）。

### ③新民事監督審制度に対する評価

以上のように、人権裁判所は、本判決においても、新民訴法に定める監督審手続について、上記のデニーソフ対ロシア事件の決定等を援用しながら、監督審への再審の申立期間（1年）が設けられても、監督審裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続において民事事件で敗訴した当事者の再審の申立てを棄却した場合、当該監督審裁判所の長が、時間的制約をいっさい受けず、かつ、何ら理由を示さずに、その棄却決定を取り消すことができ、それによって他方の当事者にその勝訴判決の不安定さをもたらすことになるとして、その問題点の一つを指摘した。本件の申

立人らの民事事件のように、監督審への再審の申立てをした当事者が公の機関であれば、その問題性はより明らかであろう。

すでに指摘したように、人権裁判所は、この頃までに、民事監督審制度そのものも認めるにいたったが、それは、あくまでも例外的な場合に限ってのことである。本件において、上記のような問題点を抱える新しい監督審手続によりロストフ州裁判所幹部会が確定判決を取り消した理由を人権裁判所が問題にしたのは、例外的であるにせよ、民事監督審制度そのものの存在が肯定されていたからである<sup>46)</sup>。

このように、人権裁判所は、民事監督審制度を例外的に認めながらも、新民訴法に定める監督審手続に対しても厳しく批判したのである。この監督審手続は、その後、新民訴法の一部改正により、部分的な手直しを受けることになる。

#### (4) マルティニェツ対ロシア事件に関する決定（2009年11月5日言渡し）

---

46) 人権裁判所は、具体的にどのような理由があれば、ロシアの監督審が例外的に確定判決を取り消すことを認めるのか。これを人権裁判所の裁判の分析により明らかにすることは、新たな監督審制度の設計との関連で、ロシアの法学者にとって重要な研究課題であり、その研究はすでにはじまっている。そこでは、新民事監督審制度に関する分析対象として、人権裁判所の次の判決が取り上げられている。既述のドトゥ対ロシア事件の判決、2007年6月7日言渡し、同年9月7日確定のドヴグチツ対ロシア事件の判決 (Dovguchits v. Russia (Application no. 2999/03), Judgment, 7 June 2007)、2008年2月14日言渡し、同年7月7日確定のプシェニチヌイ対ロシア事件の判決 (Pshenichnyy v. Russia (Application no. 30422/03), Judgment, 14 February 2008)、2008年4月10日言渡し、同年7月10日確定のルーチキナ対ロシア事件の判決 (Luchkina v. Russia (Application no. 3548/04), Judgment, 10 April 2008)、2008年7月31日言渡し、翌2009年1月26日確定のプロツェンコ対ロシア事件の判決 (Protsenko v. Russia (Application no. 13151/04), Judgment, 31 July 2008)、2008年12月4日言渡し、翌2009年4月6日確定のティシュケウーヴィチ対ロシア事件の判決 (Tishkevich v. Russia (Application no. 2202/05), Judgment, 4 December 2008)、2009年7月23日言渡し、同年12月10日確定のステャージュニク対ロシア事件の判決 (Sutyazhnik v. Russia (Application no. 8269/02), Judgment, 23 July 2009)、2010年7月29日言渡し、同年10月29日確定のストウレルネーフ他対ロシア事件の判決 (Streltsov and other "Novocherkassk military pensioners" v. Russia (Application no. 8549/06), Judgment, 29 July 2010) (Стандарты справедливого правосудия (международные и национальные практики) / кол. авторов; под ред. Т. Г. Морщаковой. М., 2012. С. 74-79)。

この決定<sup>47)</sup>は、閣僚委員会の2006年2月8日付の中間決議、新民訴法に定める監督審手続に対する人権裁判所の上記のような批判、また既述の2007年2月5日付のロシア憲法裁判所の判決を受けて行われた新民訴法の一部改正により改革された監督審制度に対し、人権裁判所がはじめて評価をあたえたものである。これは、その後の民事監督審制度の改革の方向性を知るのに役に立つ決定であると言える。

### ①事実の概要

決定文によると、申立人ヴァレンチーナ・キリローヴナ・マルティニエツは、MおよびGを相手取って、クールスク州のレーピナ村にある家屋の所有権の確認の訴えを同州オクチャーブリ地区裁判所に提起した。これに対し、Mは、その建物と土地は自分の所有に属するとして、反訴を提起した。

2008年2月4日、オクチャーブリ地区裁判所は、申立人の請求を棄却し、Mの請求を部分的に認容した。同年4月10日、第二審のクールスク州裁判所は、第一審判決を支持し、それによりその第一審判決は確定した。

後に、申立人は、クールスク州裁判所、ロシア最高裁判所民事裁判部、そしてロシア最高裁判所長官に監督審手続による再審の申立てをしたが、その申立ては、それぞれ同年5月28日、7月30日および10月7日に棄却された。

このあと、申立人は、同年12月12日に、自分の財産が不法に奪われたとして第1議定書第1条違反を、また公正な裁判を受ける権利および実効的な救済手段を得る権利が侵害されたとしてそれぞれ人権条約第6条第1項違反と第13条違反を理由に、人権裁判所に救済の申立てをした。

以上が決定で認定された本件の事実の概要である。

### ②決定の内容

人権裁判所は、旧民訴法に定める監督審手続、新民訴法に定める2007年までの監督審手続、2007年2月5日付のロシア憲法裁判所判決、

---

47) Martynets v. Russia (Application no. 29612/09), Decision, 5 November 2009.

同年12月4日公布の新民訴法の一部改正法による監督審手続の改革、そして翌2008年2月12日付のロシア最高裁判所総会決定<sup>48)</sup>を簡潔に説明した後、改革後の監督審手続、すなわち2008年1月7日以降の民事監督審制度が人権条約第35条第1項の規定が意味する「実効的な救済手段」であるか否かについて検討する。

人権裁判所は、まず人権裁判所への救済の申立ての受理要件に関する判例法を再度確認し、それぞれトゥミローヴィッチ対ロシア事件に関する決定とデニーソフ対ロシア事件に関する決定を援用しながら、旧民事監督審制度も、新民事監督審制度も「実効的な救済手段」ではなかったとする。それでは、2008年1月7日以降の民事監督審制度は、「実効的な救済手段」となったのか。人権裁判所は、次のように述べる。

一部改正後の新民訴法第376条第2項によると、監督審への再審の申立期間は6ヵ月に短縮された。他方、同法は、訴訟当事者がすべての可能なレベルで監督審に立て続けに再審の申立てをする権利を行使するとき、この申立期間をどのように計算すべきかを具体的に定めていない。2008年2月12日付のロシア最高裁判所総会決定が示しているガイドラインにしたがってこの申立期間を理解し、実際にそのように取り扱ったとしても、その前の監督審手続によりもたらされていた「不安定さ」が消え去るわけではない（デニーソフ対ロシア事件）。反対に、確定判決が相変わらずいくつかの監督審で立て続けに異議を唱えられることになるため、その「不安定さ」は、かなり続くことになる。

このように述べた後、人権裁判所は、本件の事実がそのような状況をはっきりと示しているとする。決定文によると、申立人は、まず、一部改正後の新民訴法第377条第2項第1号にしたがって、監督審であるクールスク州裁判所幹部会に再審の申立てをした。その申立てが棄却されると、申立人は、同法第377条第2項第3号にしたがって、もう一つの監督審であるロシア最高裁判所民事裁判部に再審の申立てをした。その次

---

48) Постановление № 2 Пленума Верховного Суда Российской Федерации о применении норм гражданского процессуального законодательства в суде надзорной инстанции в связи с принятием и введением в действие Федерального закона от 4 декабря 2007 г. № 330-ФЗ “О внесении изменений в Гражданский процессуальный кодекс Российской Федерации”// Бюллетень Верховного Суда Российской Федерации. 2008. № 4. С. 2-3.

に、申立人は、同法第 389 条にしたがって、ロシア最高裁判所長官に再審の申立てをした。これら三つのレベルの監督審に加えて、同法第 377 条第 3 項は、「判例法 (the case-law) [裁判実務 (судебная практика)] の統一」が保たれないときは、監督審としてのロシア最高裁判所民事裁判部の決定について上級審であるロシア最高裁判所幹部会に再審の申立てをすることができるということを引き続き定めている。さらに、同法第 381 条第 3 項は、今なお、ロシア最高裁判所長官および同副長官に、監督審付審判手続で監督審への再審の申立てを棄却したロシア最高裁判所の担当裁判官の決定を取り消し、事件をロシア最高裁判所幹部会の審判に付する権限をあたえており、しかも、その権限の行使には、明確な時間的制約が課されていないのである。

以上から、人権裁判所は、通常裁判所における 2008 年 1 月 7 日以降の民事事件の監督審手続も、人権裁判所がその前の民事監督審制度について人権条約第 35 条第 1 項の規定する「使い尽くさなければならない国内の救済手段」ではないと考えざるを得なかった「本質的特徴 (the essential features)」をもたせられたままであるとしたのである。決定文によると、人権裁判所は、2007 年 12 月 4 日公布の新民訴法の一部改正法による監督審手続の明確な変更、すなわち、申立期間を短縮したこと、監督審付審判手続で監督審への再審の申立てを棄却した監督審裁判所の担当裁判官の決定を取り消す当該監督審裁判所の長の権限を廃止したこと（ただし、ロシア最高裁判所長官は除く。）、また監督審への再審の申立ての前に、通常の上訴手続をすべて済ますのをあらたな義務としたことを軽視するものではない。このような進展があったにもかかわらず、民事事件の監督審手続は、依然として「多くの審級」で進められ、それによって、事件がいつまでも「一つの審級から別の審級へと行ったり来たりさせられる危険性」が生ずる。したがって、このような民事監督審制度を人権条約第 35 条第 1 項の規定が意味する「実効的な救済手段」と認めることは、「国内の訴訟の終了時点」を不確かなものにし、それによって「6 ヶ月ルール」を無意味なものにすることになる。この状況は、最近の事件で人権条約第 35 条第 1 項の規定が意味する「実効的な救済手段」とみなされた新経訴法に定める監督審制度<sup>49)</sup>とは実質上異なる

49) 新経訴法に定める監督審制度については、さしあたり、小森田秋夫「変貌するロシアの司法制度（その 3）— 審級制度 —」ロシア・ユーラシアの経済と

(2009年6月25日付のコヴァリョーヴァ他対ロシア事件の決定を参照)。

したがって、人権裁判所によると、本件では、破棄審であるクールスク州裁判所の2008年4月10日付の判決が「国内の最終的な決定」であり、そのため、申立人による人権裁判所への救済の申立て(2008年12月12日)は、申立期間(6ヵ月)の経過後に行われたことになり、人権条約第35条第1項および第4項により、受理されず、却下されたのである。

### ③ 2008年1月7日以降の民事監督審制度に対する評価

以上のように、人権裁判所は、2007年12月4日公布の新民訴法の一部改正法により改革された監督審制度も、監督審への申立期間の短縮およびその申立要件の厳格化(一部改正後の新民訴法第376条第2項)、監督審手続による確定裁判の取消しまたは変更の事由の限定化(第387条)など、民事監督審制度の改革に一連の進展が見られたにもかかわらず、依然として「法的安定性の原則」を侵害するおそれがあり、人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」にはあたらないとした。それは、一部改正法が次のような規定を引き続き置いていたからである。第一は、監督審である共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の各幹部会が再審の申立てを棄却しても、上級審であるロシア最高裁判所民事裁判部にその申立てをし、その申立てが再び棄却されても、さらにロシア最高裁判所長官に再審の申立てをすることを再審の申立人に認めた規定である。第二は、「判例法〔裁判実務〕の統一」が保たれないとき、監督審としてのロシア最高裁判所民事裁判部の決定についてロシア最高裁判所幹部会に再審の申立てをすることを認めた規定である。以上は、監督審裁判の反復性を承認する規定である。そして第三は、ロシア最高裁判所長官および同副長官に、時間的制約をいっさい受けずに、監督審付審判手続で監督審への再審の申立てを棄却したロシア最高裁判所の担当裁判官の決定を取り消し、事件をロシア最高裁判所幹部会の審判に付する権限をあたえた規定である。

このように、人権裁判所は、新民訴法の一部改正により改革された

---

社会 2012年8月号(第960号)47頁以下を参照。



2008年1月7日以降の民事監督審制度に対しても、今なお「法的安定性の原則」の侵害のおそれがあるとして、否定的な見解を述べたのである<sup>50)</sup>。

## むすび

これまで、裁判統制の手段であったロシアの監督審制度に対して人権裁判所やヨーロッパ評議会がどのような評価を下してきたかをその裁判等の分析をとおして見てきたが、ここで、まず、その評価を簡潔にまとめておくことにしよう。

人権裁判所は、ロシアの旧監督審制度について、それが旧民法に定めるものであれ、旧刑法に定めるものであれ、裁判統制というその優先的目的から、監督審への確定裁判の再審の申立権が訴訟当事者ではなく、ロシア最高裁判所長官をはじめとする特定の「権限のある役職員」にあたえられていたため、それは、人権条約第35条第1項の規定が意味する「国内の実効的な救済手段」ではないとした。人権裁判所に救済の申立てをしようとする者は、国内でそのような監督審手続を取る必要はないとされたのである。

それと同時に、人権裁判所は、旧民事監督審制度については、旧民法に監督審への再審の申立期間の規定がないため、「権限のある役職員」は民事事件の確定裁判についていつでも異議を申し立てることができ、それによって人権条約前文に定められている法の支配の基本的側面の一つである「法的安定性の原則」が害されるおそれがあるとした。さらに、確定裁判が監督審裁判所により取り消されることになれば、裁判で勝訴した当事者である申立人の「裁判所に対する権利」は、「幻と化すこと」になり、これは、「裁判所に対する権利」を保障する人権条約第6条第1項に違反するとした。旧民事監督審制度は、人権裁判所により、人権条約前文および第6条第1項に抵触する存在として否定されたのである。

これに対して、人権裁判所は、旧刑事監督審制度のうち、確定した無罪判決等について「権限のある役職員」がその取消しを求めて監督審に

---

50) ロシアの法学者の間でも、このような問題点を指摘する声は強かったように思われる（Напр.: И. В. Воронцова, Т. В. Соловьева. Указ. соч. С. 24-26）。

再審の申立てをする場合には、申立期間が1年以内とされているため、「法的安定性の問題」は生じないとして、この場合の監督審による再審を肯定した。人権裁判所は、これにとどまらず、さらに、「法的安定性の要求は絶対的なものではない」とし、刑事事件においては、「法的安定性の要求」は、一事不再理の原則の例外を定める第7議定書第4条第2項の規定を考慮して判断しなければならないとした。一事不再理の原則の例外の制度の一つとしてその存在を一般的に認められた旧刑事監督審制度において、人権裁判所がその判断の基準として提起したのは、「個人の利益」と「刑事裁判制度の実効性の保障の必要性」との「公平なバランス」の確保である。この「公平なバランス」が確保されるならば、「法的安定性の要求」は満たされることになり、その限りにおいて、旧刑事監督審制度は、人権裁判所により、その存在を認められたのである。

その後、ヨーロッパ評議会やその閣僚委員会において、リャビッツ対ロシア事件に関する判決等の執行の監視とのかかわりで、新民訴法に定める監督審制度についても批判的に検討されることになった。その結果、2006年2月8日に閣僚委員会の中間決議が採択され、そこで、新民事監督審制度の改革の必要性が指摘されるとともに、その改革の指針が示されることになった。

他方、人権裁判所は、新刑訴法および新民訴法に定める監督審制度について、その優先的目的が裁判統制から個人の権利および法益の保護に変わり、訴訟当事者に監督審への再審の申立権があたえられても、いずれの新監督審制度も、監督審裁判の反復性を引き続き認めるとともに、監督審裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で再審の申立てを棄却しても、当該監督審裁判所の長にその棄却決定を取り消す権限をあたえていたため、「法的安定性の原則」を侵害するおそれがあり、人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」にはあたらないとした。この時も、人権裁判所に救済の申立てをする者は、国内で監督審への再審の申立てをする必要はなかったのである。

しかし、その後、人権裁判所は、閣僚委員会とともに、刑事監督審制度に続き、民事監督審制度についても、民事裁判における誤判等を取り除くための例外的な制度としてその存在を認めるにいたった。当該民事事件の事実を個別具体的に検討し、その結果、誤判等を取り除かなけれ

ばならない「重大でやむを得ない事情」があり、しかも、「個人の利益」と「裁判の適切な実施の保障の必要性」との「公平なバランス」が確保されて「法的安定性の要求」が満たされる限りにおいて、新民訴法に定める監督審手続による再審も認められたのである。

このように民事監督審制度の存在を例外的に認めながらも、人権裁判所は、新民訴法に定める監督審手続を批判した。新民事監督審制度は、人権裁判所の批判、閣僚委員会の勧告、さらにはロシア憲法裁判所の批判を受けた結果、新民訴法の一部改正により改革された。しかし、とくに監督審裁判の反復性が引き続き認められていたため、改革後の民事監督審制度も、人権裁判所により、依然として「法的安定性の原則」を侵害するおそれがあり、人権条約第35条第1項に規定する「救済手段」にはあたらないと批判されたのである。このようにして、この監督審裁判の反復性の問題の解決がロシアの当局に喫緊の課題として提起されることになるのである。

2010年12月、新民訴法および新刑訴法のそれぞれの一部改正法<sup>51)</sup><sup>52)</sup>が公布され、前者は、一部の規定を除き、2012年1月1日から施行され、後者は、同じく一部の規定を除き、2013年1月1日から施行された。そして、懸案であったロシア連邦における通常裁判所に関する憲法的法律<sup>53)</sup>も2011年2月に制定された。ロシアの監督審制度は、これらの法律により改革されることになったが、それは、人権裁判所の要求や閣僚委員会の勧告等に応えたものと言えるのであろうか。

新民訴法および新刑訴法のそれぞれの一部改正法の提案説明書は、監督審手続をそれぞれ「判決の審査の非常手段（экстраординарный способ）」（前者の提案説明書<sup>54)</sup>）、「刑事判決の審査の非常かつ例外的な手続的形態（экстраординарная, исключительная процессуальная форма）」（後者の提案説明書<sup>55)</sup>）とし、その例外性のため、監督審手続による確定判決の再審理の権限はロシア最高裁判所幹部会だけにあたえられたと説

51) Собрание законодательства Российской Федерации. 2010. № 50. Ст. 6611.

52) Собрание законодательства Российской Федерации. 2011. № 1. Ст. 45.

53) Собрание законодательства Российской Федерации. 2011. № 7. Ст. 898.

54) [http://asozd2.duma.gov.ru/arhiv/a\\_dz\\_5.nsf/By1D/882FF5A4E014C260C325769C0049224B/\\$File/Пояснит.записка.rt?OpenElement](http://asozd2.duma.gov.ru/arhiv/a_dz_5.nsf/By1D/882FF5A4E014C260C325769C0049224B/$File/Пояснит.записка.rt?OpenElement)

55) [http://asozd2.duma.gov.ru/arhiv/a\\_dz\\_5.nsf/By1D/F25848EE43E832C1C3257759004FFAFA/\\$File/pz.doc?OpenElement](http://asozd2.duma.gov.ru/arhiv/a_dz_5.nsf/By1D/F25848EE43E832C1C3257759004FFAFA/$File/pz.doc?OpenElement)

明する。確かに、新民訴法および新刑訴法のこの一部改正により、監督審裁判所は、ロシア最高裁判所幹部会だけとなった。これは、人権裁判所等から批判のあった監督審裁判の反復性を解消するための措置であったが、これにより「法的安定性の原則」の侵害のおそれなくなったわけではない。例えば、一部改正後の新刑訴法第412条の1第3項第5号は、監督審であるロシア最高裁判所幹部会への再審の申立ての対象裁判の一つとしてロシア最高裁判所幹部会自身の確定判決をあげているが、これは、監督審裁判が繰り返され、ロシア最高裁判所幹部会の裁判を不安定なものとするおそれのある規定だと言えよう<sup>56)</sup>。また、一部改正後の新民訴法第391条の5第3項および新刑訴法第412条の5第3項は、人権裁判所の批判を無視し、ロシア最高裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で再審の申立てを棄却した場合、時間的制約をいっさい受けずに、その棄却決定を取り消し、事件をロシア最高裁判所幹部会の審判に付する権限をロシア最高裁判所長官および同副長官に引き続きあたえている。「法的安定性の原則」を害するおそれのあるこれらの規定に対しても、当然、ロシア国内で批判がある<sup>57)</sup>。ロシアの監督審制度の改革は、未完である。

この監督審制度の改革との関連でより注目しなければならない点は、破棄審制度の再編である。今回の新民訴法および新刑訴法の一部改正により、これまでの審級制度が改められ、控訴審だけが第二審裁判所として位置づけられることになった。これにともない、これまで第二審裁判

56) См.: *В. М. Быков*. Производство в суде надзорной инстанции по новому закону: научный комментарий // *Право и политика*. 2011. № 4. С. 618-619. なお、一部改正後の新民訴法は、新刑訴法とは異なり、「ロシア最高裁判所幹部会の判決は、それが採決された日に確定し、これに対し不服申立てをすることができない」(第391条の14)と定め、ロシア最高裁判所幹部会の確定判決を監督審への再審の申立ての対象としていない。

57) См. напр.: *Князькин С. И.* Проблемы и перспективы развития надзорного производства в Российской Федерации // *Судебная реформа и проблемы развития гражданского и арбитражного процессуального законодательства: Материалы международной научно-практической конференции*. М., 2012. С. 212. 後述の新しい破棄審制度においても、同じような権限がロシア最高裁判所長官および同副長官にあたえられており(一部改正後の新民訴法第381条第3項および新刑訴法第401条の8第3項)、当然、これに対する批判も存在する(Напр.: *Н. В. Козлова*. Изменения гражданского процессуального законодательства в свете требований Европейского Суда по правам человека // *Российская юстиция*. 2012. № 9. С. 22)。

所とされてきた破棄審は、確定裁判を審判の対象とし、監督審裁判所として機能することになる<sup>58)</sup>。この点について、ロシア最高裁判所の元副長官ヴェ・エム・ジュイコーフは、とくに一部改正後の新民訴法に定める「『新しい』破棄審手続」は、「州裁判所その他これに対応する裁判所の幹部会、そしてロシア最高裁判所裁判部で進められていた従来の監督審手続が名称を改めたもの」であり、これまでの監督審手続が「重大な欠陥」とともに存続させられているとして、次のように批判する。「手続の名称の変更は、ヨーロッパ評議会およびヨーロッパ人権裁判所へのご機嫌取りであり、本質的には、何も変わっていない<sup>59)</sup>。」新しい破棄審制度に対するロシア国内でのこのような批判は、今回のロシアの監督審制度の改革が見せかけだけのものであることを示すためのものだと言えよう<sup>60)</sup>。

この新しい破棄審制度の人権条約違反の申立てが人権裁判所になされた場合、人権裁判所は、これに対し、どのような評価をあたえるであろうか。現代のロシアにおける裁判の実態（下級裁判所の裁判官の質の問題、これに起因する誤判等）を前に、新しい破棄審制度についても、例外的な制度としてその存在を暫定的に認めるのであろうか。それとも、名称は何であるにせよ、新しい破棄審制度は、実質的には従来の監督審制度であり、これに監督審であるロシア最高裁判所幹部会が加わると、事実上、監督審裁判が繰り返され、「法的安定性の原則」が侵害されることになるとして、否定的な評価をあたえるのであろうか<sup>61)</sup>。新しい破

58) См.: В. М. Быков. Кассационная инстанция как суд надзорной инстанции по новому закону: научный комментарий // Право и политика. 2011. № 8. С. 1309.

59) Жуйков В. М. Проблемы проверки судебных решений в свете изменений Гражданского процессуального кодекса Российской Федерации // Судебная реформа и проблемы развития гражданского и арбитражного процессуального законодательства: Материалы международной научно-практической конференции. М., 2012. С. 172.

60) もちろん、このような批判の対象を肯定する見解、すなわち、「ロシア連邦の裁判制度の正常な機能を保障する〔ロシアの〕地理的、文化的、歴史的、法的、民族国家的その他の要素」（傍点－引用者）を考えると、ロシア最高裁判所幹部会だけでなく、名称のいかんにかかわらず、共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の各幹部会にも、監督審裁判所が有する権限をあたえることが妥当だと主張する見解も存在する（В. В. Блажнев. О механизме гармонизации практики Европейского Суда по правам человека и российского гражданского процессуального права // Российская юстиция. 2010. № 12. С. 26）。

61) ロシア憲法裁判所のモスクワ代表部の副代表でもあるエム・ア・フィラート

棄審制度および監督審制度とこれらの運用実態を分析し、そして、これらの制度の人権条約違反の申立てが人権裁判所になされたときは、これらに対する人権裁判所の評価を明らかにすることが筆者の次の研究課題である。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」（研究代表者・杉浦一孝）の補助金を受けて行った研究の成果の一部である。

---

ヴァは、新しい破棄審制度および監督審制度に対して、将来、人権裁判所が否定的な評価を下すことを予測する法学者の一人である（Стандарты справедливого правосудия (международные и национальные практики) / кол. авторов; под ред. Т. Г. Морщаковой. М., 2012. С. 101)。